



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 創行期の一條鞭法：傳漢臣の上言をめぐる諸問題                                                            |
| Author(s)        | 藤井, 宏                                                                             |
| Citation         | 北海道大學文學部紀要, 9, 19-52                                                              |
| Issue Date       | 1961-03-20                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/33260">https://hdl.handle.net/2115/33260</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 9_P19-52.pdf                                                                      |



創行期の一條鞭法

——傳漢臣の上言をめぐる諸問題——

藤

井

宏

## 創行期の一條鞭法

——傳漢臣の上官をめぐる諸問題——

藤井 宏

### (一) 序言

(二) 傳漢臣の上官と明史食貨志

(三) 桂夢の原案と戸部議案

(四) 戸部議案と傳漢臣の上官

(五) 葛守禮に於ける「一條鞭法」

(六) 結言

### (一) 序言

明代後期から清代前期にかけて施行された一條鞭法が、中國稅役史上劃期的な大變革であることに就いては、古今に異論のないところであるが、この法の内容が複雑多岐をきはめ、且つこの法のことを記載する史料が量的にはきはめて豊富であるにもかかわらず、的確明瞭な良史料に乏しく、そのために此の法の研究途上には幾多の迷路が包藏されてをり、それらの事どもが相俟つて、從來幾多の研究者を奔命につかれさせて來た、といふ感が深い。まことに一條鞭法の研究は、一人のすぐれたる學者が、この法の研究のみに一生を賭けて専心しても、なほ研究し盡せぬほどの深い複雑な内容を持つものである。

然し、今や情勢は一變しつつある。日本及び新中國にはこの困難な研究テーマと取組む若い學者が續々と現はれ、それらの人々のたゆまない努力に依つてこの法の本質も次第に解明の光を浴びようとしてゐる。それらの一群の諸業績の中で、一段と光る獨創的な研究が日本の年若き一學者に依つて生み出された。一九五八年一月、「立命館文學」(第一五二號)に掲載された山崎武治氏の「一條鞭法の創行について」がそれである。この論文は、從來の一條鞭法の諸研究が、一條鞭法の基本性格について一律に稅・役の兩者を包含したものととして理解してゐることに深い疑問をいだき、創行期の一條鞭法は役法のみを含むものであつたと斷じ、それがこの法の發展につれて稅糧をも包含するに至つたと説き、この推移を無視して最初より一條鞭法が稅・役兩方面を包含するものとして理解した點に從來の諸研究の盲點と混亂があつたとしてゐるのであるが、この説の當否はともかくとして、この見地から創行期の一條鞭法に鋭い分析を加へ、清水泰次博士の嘉靖八年創行説と曾我部靜雄博士の嘉靖十年創行説に對して周到綿密な批判を加へ、殆ど完膚なきまでに兩説を打破してゐるあたりは、まことに年少白面の一學究の業績とは思へないものがある。この山崎氏の論文は、近頃流行の、所謂問題意識を前面に押出した論文ではない。従つて、そのやうな期待を以てこの論文を読むものは必ずや失望するであらう。然しこの論文には、近頃の若い人々の問題意識過剰の論文にはあまりみられない史料批判の嚴密さと冷靜にして溫和な客觀性がある。これが何よりも貴い。近頃、私が讀んだ少壯學者の論文の中で、この論文ほどこまかい、ゆき屈いた、しかも鋭利な論理を驅使し得る能力を示した論文は絶えて見當らない。この一篇のみを以てしても、山崎武治の名は不朽といふべきであらう。

ところで、この論文の中に於いて山崎氏の批判をうけたのは、實は前記の清水、曾我部兩博士にとどまらないのであつて、他にも幾人か

の人々が批判をうけてをり、實はかくいふ私自身もその鋒先を向けられた一人なのである。學問上の批判はあくまでも自由であるべきで、そこには恩師、先輩、同僚と雖も手心を加へられてはならないのである。然し現實は必ずしもさうではない。この意味に於いても、山崎氏の典雅にして忌憚なき批判論文は、わが東洋史學界に送つた一陣の涼風ともいふべきものである。私は、山崎氏の問題提起を貴重なものと考へ、この問題提起をめぐる私なりの立場から、今改めて創行期に於ける一條鞭法の諸問題に再検討を加へてみたいと思ふのである。

## (二) 傳漢臣の言と明史食貨志

一九五一年、私は、拙稿「一條鞭法の一側面」(和田博士還曆記念)に於いて新たな一石を學界に投じ、それまでの一條鞭法の諸研究が何れも、この法の本質を人頭税の土地税への繰込みとして理解し清代地丁銀の先驅をなすものとしてゐるのに反對し、一條鞭法の本質はあくまでも税役諸項目の一條化にあると共に、賦課對象としては基本的に土地と人丁との二本建てであることを立證し、土地税一本の屬地主義としてこの法を理解することは誤りであることを論證した。この拙稿は今から約十年前のものであり、こまかいところでは訂正すべき箇所も生じてゐるが、右の基本的主張は大體學界でもうけ入れられ、今問題となつてゐる山崎氏の論文においても、一條鞭法の賦課對象が、土地だけでなく、土地と人丁との二本建てであるといふ私の主張は、支持されてゐる。然し山崎氏は、私の、一條鞭法のいはゆる創行期から税・役の兩面が含まれてゐたとする考へ方に反對し、創行期には役法のみを含んでゐたと主張してゐることは、右に述べた通りである。その際問題となるのは嘉靖十年三月の御史傳漢臣の上奏文である。明世宗實錄の同年同月己酉の條に

御史傳漢臣言。頃行一條編法。十甲丁糧、總於一里。各里丁糧、總於一州一縣。各州縣、總於府。各府、總於布政司。布政司、通將一省丁糧、均派一省。徭役內、量除優免之數、每糧一石、審銀若干。每丁審銀若干。斟酌繁簡、通融科派。造定冊籍、行令各府州縣、永爲遵守、則徭役公平而無不均之嘆矣。廣平府知府高汝行等以爲。遵照三等九則舊規、照訛攤銀而不論其地之肥磽、論丁起科而不論其產之有無、則偏累之弊、誠不能免。宜更查勘、取殷厚之產、補沙薄之地、然後周悉。奏入、俱下所司。

とあるのがそれである。この史料中、最も問題の箇所は

布政司、通將一省丁糧、均派一省。徭役內、量除優免之數。每糧一石、審銀若干。每丁審銀若干。斟酌繁簡、通融科派。

とあるところであり、更に焦點となるものは

布政司、通將一省丁糧、均派一省。徭役內、量除優免之數。

とあるところの讀み方、如何である。山崎氏は右の傳漢臣の上奏文が「拔萃されて明史藝賦役志の役法の項におさめられている」とし「これが役のみを對象としていることは前引の明史藝、或は明史には役法の所に取扱われていることによつて知られる」と述べてゐるが、傳漢臣の上奏文が拔萃されて明史藝あるひは明史の役法の所におさめられていることは、果してこの上奏文が役法のみを論じたことの有力な證據となり得ることであらうか。しかも、山崎氏のいはゆる「拔萃」が甚だ問題なのである。實錄の傳漢臣の上奏文に於いて「布政司、通將一省丁糧、均派一省。徭役內、量除優免之數。……」とあるうちの「通將一省丁糧均派一省徭役……」が、明史藝、明史に於いては何れもひとしく「通計一省丁糧均派一省徭役……」となつてゐる。ただ一字の相違ではあるが、この一字の差異は大きい。明史藝・明史の「通計一省丁糧均派一省徭役……」は、きはめてスムーズに「通計一省丁糧、均派一省徭役。……」とよむことが出来るが、實錄所載の傳

漢臣の上奏文は「通將一省丁糧、均派一省徭役。……」といふ風によむことは必ずしも自明のことではない。通例の語法上からは寧ろ「通將一省丁糧、均派一省。徭役内、量除優免之數。」といふ風によむのが、よりなだらかなのである。少くとも明代上奏文に於いて助詞的に使用される「將」は日本語の助詞「を」に最も近い働きをする場合が壓倒的に多く、その例證は枚擧にいとまがない程である。「以」と同様に使用される場合は、それに比すると遙かに少い。してみると「通將一省丁糧均派一省徭役内量除優免之數。」は「通く一省の丁糧を一省に均派す。徭役内、優免の數を量除す。」といふ風によむのが最も自然である。然し、明史彙・明史の「通計一省丁糧均派一省徭役。……」は「一省の丁糧を通計して一省の徭役を均派す。」と讀むのが最も自然である。而して、注意すべきは、明史彙・明史の文は、ただ一字の入れ替へではあるが、全く別の文章になつてをり、原文に忠實なる引用でもなければ、拔萃でもない、といふことである。ただ、明史彙・明史各食貨志の編者が傳漢臣の原文の「通將」に對して「通計」といふ解釋を加へた、といふ事だけは斷言出來ると思ふ。然し「通計」のシノニムとしての「通將」といふ熟語は古來なく、明代にも發見出來ない。「將」に「計」の義がないことも勿論である。してみると、明史彙・明史各食貨志の編者が「通將」を「通計」におきかへたことは、全く獨斷にすぎず、恐らく明史彙食貨志編者の獨斷を明史が踏襲したにすぎぬであらう。明史彙・明史の淵源をなす學菴類稿の明食貨志賦役には明史彙・明史にみられる如き、傳漢臣の上奏文の改變はみられず、引用すらもなく、ただ一條鞭法の議が御史傳漢臣に發してゐることを記載するのみであるが、山崎流の論法を以てすれば、その記載が役法の項にはみられず、稅糧の項にみられることは甚だ暗示的である。明史彙・明史各食貨志編者が明實錄を史料として使用する場合、右に述べた如き粗雑きはまる獨斷的改惡が如何に多いかは、「明

史食貨志譯註」を一讀して戴けば、隨所にその例が發見出來るであらう。

### (三) 桂萼の原案と戸部議案

しかしながら、かく言へばとて、私は、「布政司通將一省丁糧均派一省徭役内量除優免之數」を「布政司、通將一省丁糧、均派一省徭役。内量除優免之數。」とよむことが絶対に不可能であると主張するわけではない。「將」には「以」と同義に用ゐられる場合のあることは前にも一言した通りであり、結局、「布政司、通將一省丁糧、均派一省。徭役内、量除優免之數。」とよむか、「布政司、通將一省丁糧、均派一省徭役。内量除優免之數。」とよむか、は語法上からは何れも可能であり、從つて終局的には語法のみからは決定出來ないことであつて、この史料をめぐる歴史的諸事實がその決定の鍵となるものと言はなければならぬ。明史彙・明史の各食貨志がこの記事に改變を加へて役法の中に收録してゐることが、この記事の、役法のみを記述したものであることを論證する有力な根據となり得ないとするならば、他にそれを立證する有力な手掛かりはないものだらうか。山崎氏は前記の論文を發表後、間もなくの一九五八年五月、京大で開催された滿蒙研究會の例會で「いわゆる御史傳漢臣の上言について」と題する研究發表を行ひ、明世宗實錄の嘉靖十年三月己酉の條にみえる傳漢臣の上言（既掲）が、圖書編<sup>卷九</sup>編審徭役の條にみえる次の記事

一嘉靖九年十月内戸部題。該學士桂 奏爲授時任民事內稱。黃冊既均、每州縣必以人丁事產通融、分爲十分、一年一分、輕重均施而不照黃冊派定年分。又各通造一冊、總於各府、各府又以各州縣丁產計差、畫一均施之、以令州縣編派。又各府以申布按二司、二司又會同、以一省所屬合起徭役通融、如府之視州縣、則一省通無

不均之嘆矣。且優免等則又重擬定而一例行之。等因。該本部看得、各處編審徭役、各驗冊內丁口田糧、定立等第科差。遵行已久。但各甲丁糧多寡不一。〔多〕者得以衆輕易舉、少者不免增益取盈。委有不均之嘆。……

と萬曆會典卷二十、戸賦役 凡審編賦役の條にみえる次の記事

（嘉靖）九年令。各該司・府・州縣審編徭役、先查歲額各項差役若干、該用銀若干、黃冊實在丁糧、除應免品官・監生・生員・吏典・貧難下戸外、其應役丁糧若干、以所用役銀酌量、每人一丁、田幾畝、該出銀若干、儘數分派。如有侵欺餘剩聽差銀兩入己者、事發、查照律例、從重問擬。

とに「係る」（「關聯がある」といふ意味か？）ものとされ、また、傳漢臣の上言に對する北直隸廣平府知府高汝行等の反對意見（既掲）は、萬曆會典卷二十、戸賦役 凡審編賦役の條にみえる次の記事

（嘉靖）十五年題准。今後、凡遇審編均徭、務要查照律例、申明禁約。如某州縣銀力二差原額、各該若干、實該費銀若干、從公查審、刊刻成冊、頒布各府・州縣。候審編之時、就將實費之數、編作差銀、分爲三等九則、隨其丁產、量差重輕、務使貧富適均、毋致偏累。違者糾察問罪。

に係るものとされた。そして傳漢臣の上言の時期は實錄の記載例から考へて、嘉靖十年ではなく、九年であらうと推定された。私も年來、これらの諸史料の關聯性に就いていろいろ考慮を重ねて來たが、山崎氏の考へ方に合致するものもあり、しないものもある。山崎氏は、圖書編卷九 編審徭役にみえる嘉靖九年十月の桂夢の上奏（既掲）と傳漢臣の上言との前後關係に就いて終局的斷定を控へてをられるやうであるが、私は、矢張り桂夢の上奏の方が先であると考へる。大學士桂夢は嘉靖九年に清圖、清籍、攢造、軍匠開戸、新增田地、寺觀田土、編審徭役の七項目にわたる改革案を上奏してゐるが、この改革案が彼の

上呈した著書「任民考」の中に含まれてゐたことは、實錄の嘉靖九年十月戊寅の條に

戸部議大學士桂夢所奏任民考。曰清圖、曰清籍、曰攢造、曰軍匠開戸、曰新增田地、曰寺觀田土、曰編審徭役、請上裁。得旨、新增田地、寺觀田土、編審徭役、如議。餘議已之、以免紛擾。

とあることに依つて知られ、桂夢が「授時考」、「任民考」の二書を上呈したことに就いては、實錄には更に溯つて嘉靖九年八月辛巳の條に大學士桂夢言。……謹力疾構思、爰得二事。一曰授時考、一曰任民考。各裝成帙、上呈御覽、乞下之該部、以備採擇。上以二書下所司、令閱議以聞。

とあり、これらのことは山崎氏も既に指摘してゐる。普通の場合、上奏が行はれてから、そのことが何等かの議論或は裁可を経て實錄に記載されるまでには相當の月日が経過してをり、實錄の記載方法は、朝議にのぼつた時、或は裁可のなされた時にはじめてその上奏の事實を記載するといふやり方なので、ウツカリすると實錄に記載された年月日にはじめて上奏がなされたかの如き錯覺に陥るが、實際の上奏はそれより遙か以前に行はれてゐる場合が多いのである。従つて山崎氏が傳漢臣の上言の時期を諸般の事情から考へて嘉靖九年に溯らせたことは妥當な推定であると思ふ。然し、これを更に桂夢の「任民考」上呈以前に溯らせること（山崎氏はその可能性を必ずしも全面的に否定されてゐないが）には無理があると思ふ。桂夢の「任民考」に含まれた七つの改革案が、戸部の議を経て皇帝の裁決がくだつたのは、既掲の實錄の記事に依つても知られる如く、嘉靖九年十月戊寅のことであり、七つの改革案のうち新增田地、寺觀田土、編審徭役の三つのみが採擇され、他の四つは紛擾をおこす恐れありとして却下されてゐるのである。しかも採擇された三改革案も、桂夢の案その儘が裁可されたのではなく、桂夢の案に基づいてなされた戸部の議案が裁可されたこ

とは實錄の記事からも窺ふことが出来るが、そのことを一層明瞭に且つ具體的に示すものが、圖書編<sup>卷九</sup>の「編審徭役」である。この中には桂夢の「編審徭役」の原案も紹介されてをり、それは既掲の如くであるが、この桂夢の原案に基づいてなされた戸部の議案は、桂夢の原案に大きな變更を加へたものであり、私の考へでは傳漢臣の言は、この戸部の議案に直接の關聯を持つものであつて、この戸部の議案を媒介として桂夢の「任民考」の原案に間接に關聯するのであつて、桂夢の原案と傳漢臣の言とは直接の關聯はないと思ふ。戸部の議案は山崎氏の示された、圖書編<sup>卷九</sup>所載「編審徭役」からの引用史料にもその一部が紹介されてゐるが、私は山崎氏が引用を省略された部分こそ傳漢臣の言と直接の關聯があるものがあるかと考へる。桂夢の原案をも含めた戸部議案の重要部分を示すと左の如くである。

〔A〕一嘉靖九年十月内戸部題。該學士桂 奏爲授時任民事內稱。黃冊既均、每州縣必以人丁事產通融、分爲十分、一年一分、輕重均施、而不照黃冊派定年分。又各通造一冊、總於各府、各府又以各州縣丁產計差、畫一均施之、以令州縣編派。又各府以申布・按二司、二司又會同、以一省所屬合起徭役通融、如府之視州縣、則一省通無不均之嘆矣。且優免等則、又重擬定而一例行之。等因。〔B〕該本部看得。各處編審徭役、各驗冊內丁口田糧、定立等第科差。遵行已久。但各甲丁糧多寡不一。〔多〕者得以衆輕易舉、少者不免增益取盈。委有不均之嘆。合將十甲丁糧、總於一里。各里丁糧、總於一州一縣。各州縣丁糧、總於一府。各府丁糧、總於一布政司。布政司、通將一省丁糧、均派一省徭役。內量除優免之數、每糧一石編銀若干、每丁審銀若干。勘酌繁簡、通融科派。造定冊籍、行令各府州縣、永爲遵行。其外官吏・監生・生員之家、例應優免雜泛差役。……其丁多而糧少者、則以丁準糧。丁少而糧多者、則以糧準丁。戶內丁糧不及數者、止免實在之數。

俱以本戶自己丁糧、照數優免。但有分門、各戶疎遠房族、不得一槩混免、以啓詭寄之端。覆奉欽依通行。各省所屬一體遵守。違者從重、各治以罪。

右の記事中、〔A〕が桂夢の原案であり、〔B〕がそれに對する戸部の議案である。兩者の間にはかなり大きな差違が認められる。〔A〕では、徭役（この「徭役」はこの案の内容から）割り當ての基準となるものは「人丁事産」であり、しかも割り當ての地域的單位となるものは、從來の里ではなく、一州（或は一縣）を十の地域に分けたもので、各地域のそれぞれの人丁事産の總額が均等になるやうにする。均徭の割り當ては一年毎に一地域に課し、十年で一順するやうにする。従つてこの案によると從來の黃冊による均徭の割り當ては行はれなくなり、新たな割り當てのための冊（帳簿）が各州縣で作られ、それが所屬の府に提出されて一纏めにされ、府は、管轄内の各州縣の丁產（この場合「人丁事産」の略）を總計したもので一府の必要とする均徭の總額を計り、その比率を基準として管轄内の各州縣の丁產と均徭の比率が均等劃一になるやうにする。府はまたその施行狀態を布政司、按察司に上申し、ここに一省の丁產と均徭との各總額が纏められ、一省に於ける丁產と均徭との比率が算出され、それを基準としてその省内の各府の丁產と均徭との比率に修正が加へられて、その結果各府の丁產對均徭の比率が均等劃一なものになる。それに基いて各府は更に管轄内の州縣の丁產對均徭の比率を修正してゆく。州（或は縣）は管内十地域に於ける各地域の丁產對均徭の比率を修正して均等劃一としその結果、一省を通じて丁產對均徭の比率は均等劃一なものになるわけである。その際、一省内の官吏・監生・生員など、その所有する丁田に就いて雜泛差役（この場合はこれを「均」）免除の特典を有する者に就いては、規定の數に従つてそれらの丁田を除去して丁產の集計が行はれるわけである。この〔A〕即ち桂夢の原案に於いて注目すべきは、均徭

割り當ての基準となるものは人丁事産であるが、割り當ての對象は依然として戸であるといふことである。割り當ての基準が丁田の二者にしばられないで依然として「人丁事産」であることは何よりも雄辯にそのことを物語るものであるが、それなればこそ、この案に於いては未だ丁田に對する直接割り當ての單位數字が具體的に示されてゐないのである。もとより、一省の人丁事産の集計の結果、人丁・事（動産）・産（土地）の各について均徭負擔力をきめる場合、その負擔力が銀で表現されたり、或は人丁・事・産のうちの丁・田の何れかを基準にして相互の換算率がきめられたりしたことはあるであらうが、未だ、銀納を前提として均徭を、戸及び戸等を媒介とせず、直接丁・田に割り當てるといふ方式はこの案に於いては示されてゐないのである。また田或は戸丁に於ける三等九則の格差別に關する舊規に抜本的改革を行はうとする意慾は片鱗だに認められない。妙な言ひ方をすれば、三等九則の舊規をそのままに溫存しその容認を前提としての均等劃一なのである。曖昧な餘地を残したままの、人丁事産を基準としながらも、戸を對象とした綜合評價による均徭の割り當てなのである。従つて、そこには、銀納に依つて均徭の各役種の割り當てが一本に纏められるといふ所までには到つてをらず、各戸の均徭負擔は銀に依つて單一的に表示されることなく、各戸にはその戸等に應じて幾種かの役種が割り當てられたものに違ひない。それらの役については、銀差も多かつたであらうが、ともかくもそれらは各役種別の個々の銀納であり、均徭といふ單一概念のもとに一纏めに負擔される銀納ではない。そこには、不徹底ながらも、均徭負擔の公平劃一への志向はみられるが、各種差役の一條化、或は役と税との一條化への志向は全くみられない。若しもこの場合、均徭負擔が、各役種別の負擔を打破して、均徭といふ單一概念のもとに銀納で負擔され、しかも、それが直接丁・田に課せられたとするならば、各戸の負擔は丁・田の所有額に

應じてただ銀でのみ表示すれば事足りるのであり、又従つて、里の含む人丁事産の總額の不均衡は、割り當てに際して何の障害ともなり得ない筈である。割り當ての單位を里とせず、人丁事産の總額をほぼ均等に持つ十の地域とし、均徭負擔を各地域で廻り持ちとし十年一巡としたことの中には、均徭の割り當てが戸等に即應する役種別の負擔のままにとどまつてゐることを何よりも明瞭に示してゐるものと言はなければならぬ。最後に、「任民考」に含まれる七個の改革案には、嘉靖のはじめ、桂夢が北直隸廣平府成安縣の知縣たりし時の經驗が背景となつてゐることは否定出来ないが、圖書編<sup>卷九</sup>の「授時任民」以下「朱熹井田類說」までを精讀してみると、そこに紹介された桂夢の考へは、廣く天下國家全般を對象として立言してをり、成安知縣の體驗をもとにしてこの地方の改革のためのみに發言してゐるものでないことが理解される。しかし今問題を「編審徭役」の項だけに限定して言へば、ここに表現された桂夢の思想は華北の傳統と現實とを十分に認識し、それに立脚しての發言であることは否定出来ない。

〔B〕の戸部の議案に至ると、この議案は、桂夢の原案に就いて戸部官僚の論議が闘はされた結果出来上つたものであり、しかも注目すべきは、この議案は單なる案にとどまらず、裁可されて執行力が附與されてゐることである。この議案は桂夢の原案を基礎として出發しながらも、論議の途上に相當大幅な換骨奪胎が行はれ、出来上つた結果は、桂夢の原案とは一見似てゐて、實は大いに然らざるものになつてゐるのである。山崎氏は最初、桂夢の原案が戸部の議を経て内容に變更を加へられることなく裁可され、それが傳漢臣の言に連結するものと考へられたやうであるが、その後も桂夢の原案と戸部の議案との間に横はる深い溝に著目されなかつたやうである。戸部の議案は不徹底ながら、丁・糧に對する、戸を媒介としない、直接的な均徭割り當てを打出した點に於いて、桂夢の原案より一大飛躍をなしたものであ

る。萬曆中葉に於ける完成期の一條鞭法に在つては、税・役兩面にわたる場合にも、差役のみの場合にも、課徴の対象が、大體に於いて丁・田の二つに整理され、しかもこの丁・田に對して戸を媒介としない直接の割り當てが行はれてをり、そのことが一條鞭法の特質を形成してゐることは、今日學界でほぼあまねく承認されてゐる事實であるが、そのことを、今問題となつてゐる桂夢の原案及び戸部の議案と考へ合はせるならば、戸部の議案は桂夢の原案に比して、一條鞭法の中核めざして飛躍的前進を遂げたものと言はなければならぬ。この、戸部の議案に於いては、從來の黃冊による均徭の編審が丁・糧（或は田）を主たる課徵算定の基準としながらも、直接丁・糧には割り當てられず、人丁事産を綜合評價して作成された三等九則の戸等に準據して戸に課せられてゐたのを改めて、直接丁・糧に割り當てるやうにしたものである。この頃、里甲の内部に於いては、農民層分解の結果、國初の頃とは大分様子が變つてをり、各里内の人戸の所有する丁・田の總額は他の里のそれに比して頗る不均等となつてゐた。所が均徭の割り當ては各里の人丁事産の總額が均等であることを前提としてほぼ平等に里單位に割り當てられ、それが更に里内の各戸の人丁事産の總額に比例して作成された三等九則の戸等に準據して均徭の具體的な役種が各戸に割り當てられてゐたのであるが、それでは、丁・糧の多い里では標準より負擔輕く、少い里では重くなつて實情に合致せぬので、この戸部議案では、この從來のやり方が廢棄されて、はじめて、戸及び戸等を媒介としない丁・糧に對する直接割り當てが打ち出されるに至つたのである。そのやり方は、一里内の十甲の丁・糧をその里で總計し、各里の丁・糧を一州（或は一縣）で總計し、各州（或は縣）の丁・糧を一府で總計し、各府の丁・糧を一布政司で總計し、その布政司は一省の丁・糧の總計と一省全體の均徭額の總計とをにらみ合はせ、均徭課徴の対象を丁・田の二者に限定し、兩者につき、それぞれ

一丁に對して銀いくら、糧一石に對して銀いくらといふ風に定め、一丁、一石に對する課銀の額を一律均等に定めたのである。勿論これは、一石ならば一省内どこでもそれに對する課銀の額は均等、一丁についても同様といふ意味で、一石の課銀と一丁のそれとが同額といふ意味ではない。優免の丁・糧を除去して計算の行はれることについては桂夢の原案と同様である。從來人丁事産の綜合評價を通じて戸に割り當てられてゐた均徭を、直接に丁・田（或は糧）の二者のみを対象として課徴し、家屋などの不動産及び舟車その他の動産を評價の視野から除去するといふやり方は、まがふ方なく南方（華中・華南）に於いて開始されたもので、それが北方（華北）に波及する際大問題をおこしたものである。従つて、この戸部の議案は水田地帯に視點をおいての立案であること、一點の疑ひもなく、桂夢の原案が華北の現實と傳統に深い認識を持つての立案であるのに比して、大きな視點の移動或はすりかへがある。明史<sup>卷一三二</sup>表二に據るに嘉靖七年十二月から十年九月まで戸部尙書の地位に在つたのは南京金吾右衛出身の梁材であり、この人は國朝獻徵錄<sup>卷二</sup>、本朝分省人物攷<sup>卷一</sup>、明書<sup>卷一</sup>、明史<sup>卷一</sup>など參照するに、弘治十二年の進士、同年浙江湖州府德清縣知縣に任官したのを振り出しとして、正德二年刑部廣東司主事、同四年刑部貴州司員外郎、同五年都察院山東道監察御史、同六年浙江嘉興府知府、間もなく杭州府知府へ轉任、同十一年浙江右參政、ついで浙江按察使、嘉靖二年雲南按察使、同三年貴州左布政使、ついで廣東右布政使に轉ず、同六年右副都御史巡撫江西、同年刑部左侍郎に轉ず、同七年戸部左侍郎兼右僉都御史總督雲貴川廣糧餉に任ぜられ、ついで前記の如く同年十二月鄒文盛に代つて戸部尙書となり、十年九月まで勤續してゐる。明世宗實錄に據ると梁材の戸部尙書在任期間は嘉靖七年十二月戊子（二十一日）から十年九月癸丑（三日）までである。この經歷に依つて知られる如く梁材は華中に生れて華中に育ち、

地方官としては華中、華南方面にしか赴任してをらず、華北に於ける地方官の經驗を全然持つてゐないのである。その梁材が尙書としての壓倒的發言權のもとに主催する戸部の會議に於いて、北方地方官の體驗に立脚する桂夢の原案が十分の理解を以て議せられなかつたことは想像に難くない。華北の現實に立脚した發言が、何時の間にか、華中、華南の現實に立脚する議案におきかへられてしまつたのも不思議ではない。いはば戸部議案は南方（華中・華南）を主たる對象としての立案であつて、北方（華北）を視角に入れた立案ではない。そしてこの案では、もはや人戸が三等九則の戸等に準據して具體的な均徭の役種を幾種か箇別的に負擔するといふやり方は捨て去られ、負擔は銀納一本に纏められ、それが丁・糧に均派されるといふ方法に變つたのである。正に一條鞭法の實を具備したものと云ふべきである。それならば戸部議案にいふ「勘酌繁簡、通融科派。」とは具體的には何を指してゐるのか。この案では、桂夢の原案にみられる如き、課徴の地域的單位を里から、より大きい地區に移す如き考へ方は示されてゐない。里甲制は一應そのまま濫存され、各里の含む丁・糧の總額の不均等をもとの儘にして、しかも負擔の均衡を計る方法であるかのやうな相貌を呈してゐる。しかしこれによると、均徭課徴の單位としての里甲制の意味は失はれ、十年一巡の制度も否定され、一州縣がその單位となつて毎年の課徴が行はれるやうになることを意味する。然しこのことは、決して均徭の含む各種のおびただしい具體的役名が消失してしまつたことを意味するのではない。もともと各種の雜役は現實の必要から生まれたものであつて、これが一朝に廢棄出來るものではなく、ただその役に現實に任ずる者が誰であるかが問題なのである。最初は課徴の對象となつた人民自らがこの役に當つてゐたのであるが、銀による代納が普及するにつれ、納められた銀を以て官が雇募した人をこの役に當らせるやうになつたのであり、均徭の負擔が銀納で一本

化された後も官がその銀で雇募した人を役に當らせるといふ事實にはさしたる變更はなかつた。従つて銀納一本化によつて雜役の箇別的負擔が消失したといふのは、あくまでも人民の側の話であつて、官側の必要とする現實の箇別的雜役（その總體が均徭と呼ばれるものであるが、後には均徭の枠からはみ出た雜役も現はれた）そのものは脈々と生きてゐたのである。この現實の雜役を各里に按配する場合、從來は各里の實情にかかはりなく、一律平等に割り當てられたのであるが、この戸部議案ではそれをやめ、丁糧の多い里（従つて納銀額の多い里）には繁く重い役種を出来るだけ多く割り當て、丁糧の少い（従つて納銀額の少い里）里にはその反對のやり方をする、いふ方法に變へたのである。これが「勘酌繁簡、通融科派。」の持つ意味である。

この戸部議案では、一省を通じての丁・糧の集計は、まがふ方なく、均徭割り當ての前提條件としての集計である。従つてこの戸部議案に於ける「布政司通將一省丁糧均派一省徭役内量除優免之數」は、まさしく「布政司、通將一省丁糧、均派一省徭役、内量除優免之數」とよむべきものである。それならば、實錄の嘉靖十年三月己酉の條に記載された傳漢臣の上言中に含まれてゐる同一の文は、いはば自明のこととして右と同様のよみ方をしなければならぬものであらうか。この點にこそ實は大きな問題が伏在してゐるのである。

#### (四) 戸部議案と傳漢臣の上言

私は、傳漢臣の上言中に含まれてゐる「頃行一條編法。」といふ表現は、右の戸部議案が裁可されて執行力を附與された結果、北直隸に於いて傳漢臣のイニシヤテイヴのもとに實行が推進されたことを示す文句だ、と考へる。戸部議案を戸部官僚自身が一條編法と呼んだかどうかは不明であるが、傳漢臣が彼なりの理解に従つてこの議案の實行

を推進し、そしてその推進案のことを一條編法と呼んだことは疑ひない。しかし、その場合、戸部議案は、この議案の作成に當つた梁材以下下の戸部官僚の意圖通りに各地の地方官に依つて理解され、そのやうな理解のもとに實行の推進に著手されたであらうか。これが甚だ問題なのである。桂夢の原案と戸部議案との間に現はれたやうな斷層は、議案作成者たる戸部官僚とそれを受取る地方官との間には起らなかつたであらうか。今、傳漢臣の場合に就いてそれを考へるに當り、彼の上言の内容の具體的意味を探る手掛かりとなるものは、實錄にならべて記載されてゐる廣平府知府の高汝行等の反對意見（既掲）である。

傳漢臣の上言内容の具體的意味は、この高汝行等の反對意見とにらみ合はせることを出發點とするに依つてのみ理解することが出来る。そして傳漢臣の上言の意味内容を考へる場合特に留意すべきは、戸部議案の原意とは別に、傳漢臣がその議案を如何に理解し、どのやうな方法で實行の推進に著手し、どのやうな點で現實に摩擦がおき、それが高汝行等の反對意見となつて現はれたか、といふ諸點である。傳漢臣の上言は、その限りに於いて、戸部議案を離れて彼自身のものとなつてをり、この彼自身の意圖する所によつておきた現實の摩擦こそ重要な意味を持つものである。この現實に即して彼の上言は解讀せられなければならぬのである。

傳漢臣の上言をめぐつて登場する二人の人物、即ち傳漢臣及び高汝行は何れも北方（華北）出身の官僚である。傳漢臣に就いては山東の萬萊州府志卷四、選舉、進士嘉靖丙戌年五科の條に

傳漢臣、平度人。任鎮江府推官、選授御史。

とあり、康熙平度州志卷四、科貢嘉靖丙戌科の條にも  
傳漢臣、歷官監察御史。

とあり、これらに依り、彼が南方（華中）の鎮江府推官の經歷を持つ

ことを知ると共に、監察御史となつたことがあることを窺ふことが出来るが、それ以外のことは明らかにされてゐない。傳漢臣の經歷に就いては、山崎氏が早くからその研究に著手し、一九五七年、京都の滿蒙研究會の例會に於ける研究發表に際しても、明世宗實錄卷一〇五の嘉靖八年九月庚申の條を引いて傳漢臣が推官から湖廣道試御史となつたことを明らかにし、同じく世宗實錄卷一〇一嘉靖九年二月乙亥の記事及び世宗實錄卷一〇三嘉靖十年十月乙未の記事に依つて、少くともこの期間は彼が巡按直隸直隸御史として在任してゐたことを證明し、世宗實錄卷一〇五嘉靖十一年十二月乙酉の記事に依つてこの時彼が巡按陝西御史であつたことを明るみに出してゐる。これらの調査は、一見何でもないことのやうに思はれるが、その實はきはめて厄介な手數と多くの時間を要するものであり、學界は謙虛な氣持で山崎氏の勞苦に感謝しなければならぬ。なほ、山崎氏は天一閣書目卷三法家の記事を引いて傳漢臣に「風紀集覽」四卷があり、その書の内容は自序に始まり、一聽斷、二相檢、三擬議、四發落の四類に分れてゐることを紹介してをり、この書の現物も京都方面の何處かに所藏されてゐる模様であるが、私はまだ寓目の機會に接してゐない。山崎氏の御教示によると「憲綱」の解説書だとのことである。

次に高汝行に就いては卷二十一、廣平府、名宦、明高汝行の名前を擧げてそれにつき

太原人、嘉靖初爲廣平知府。有豪猾爲民害。前守不能禁。汝行至、即按以法。郡城西南有隙地、蕪穢不治。汝行鑿渠修堰、引潞水灌之、悉爲良田。民建祠渠側祀焉。

とあるのが、今私が知り得る限り唯一の彼の傳記であり、山崎氏も既に畿輔通志の記載にもとづいて卷二十一、廣平府、名宦、明高汝行の傳記が出てゐることを紹介してゐる。

以上の、現在我々に知られる限りの、二人の經歷に依つてもわかる

ことは、先づ第一に、既述の如く、二人とも北方（華北）出身の官僚であり、しかも、今問題となつてゐる場所（北直隸）も華北にあるといふことである。傅漢臣の經歷のうちには南方（華中）の地方官としてのそれも含まれてゐる。従つて彼は水田地帯に於ける役法の實情に就いて、深淺の度はともかくとして、現地に於ける直接の體驗を通じて若干の知識を持つてゐたことは疑ふことが出来ない。しかし、この知識が彼を驅つて、南方の役法をそのまま機械的に北方に移入するといふ方策をとらしたかどうか、は輕々に斷言出来ないところである。南方の役法の現實に關する知識があるが故に反つて、それを土地の生産力の相對的に低い北方にそのまま移入することが不可能だといふ認識が、北方出身の彼には生れて來る可能性もあるからである。彼が戸部議案を如何に把握し、如何にそれを實行の推進に移したかは、その推進をめぐる歴史的諸事實との對比に依つて知る外はない。先づ彼の上言と高汝行等の反對意見との聯關から考察を進めて行かう。

若しも、傅漢臣が、戸部議案を、それを作成した戸部官僚の意圖通りに、北直隸で推進することに著手したとするならば、のちに於ける華北の一條鞭法施行の際の例から推して、先づ第一に擧がる唯一ともいふべき反對意見として、役を直接に土地に割り當てることに對する攻撃的批判が豫想されるのである。土地の、直接的な役負擔といふ、北方になじまない方策に對する非難が眞先に飛出すことがどうしても考へられてならないのである。ところが、これに關する高汝行等の非難は、「照賦攤銀、而不論其地之肥磽。」に對する非難であつて、土地に對して直接に役を科するといふ原則そのものに對する非難ではない。右文中の「不論其地之肥磽。」の肥磽はこの文の前後關係から考へて、南方（華中）と北方（華北）との對比より生れた肥（南方）、磽（北方）という意味ではなくて、あくまでも、北直隸の現地内に於ける土地の肥磽である。肥えた土地、瘠せた土地の如何を問はず一律

に一畝につき銀いくらといふ風に割り當てることに對する非難であつて、それを裏返せば、肥えた土地には一畝あたり多くの銀を、瘠せた土地には一畝あたり少い銀を割り當てるならば、不平は言はないといふことなのである。しかも、高汝行等の非難の中では、傅漢臣の上言中に見える糧一石あたり銀いくらといふ割り當てに對する非難は見あたらず、一畝あたり銀いくらといふ割り當てに對する非難がなされてゐるのである。この喰違ひは見逃がしてはならないのである。そもそも戸部議案に於いて、均徭科徭の對象を丁・田の二つに纏めないでこれを丁・糧の二つにしほつたことには深い意味があるのであつて、少くとも、土地の直接的均徭負擔に關する限り、この議案に於いては、糧一石を科徭の單位と定めることにより、從來みられた、田一畝に對する糧額の均衡はそのまま容認することにならざるを得ないのであつて、換言すれば、糧一石の均徭負擔額を均等にするといふことは、とりもなほさず、田一畝の均徭負擔額の著しい不均等を認めるといふことなのである。より徹底した改革は、糧一石を科徭の單位にとるべきでなく、當然田一畝を科徭の單位に選定しなければならぬ筈のものであるが、遺憾ながら戸部議案はそこまで行つてゐなかつたのである。ところが高汝行等の非難は實は、そこまで徹底して實行される、或はされようとすることに對する非難なのである。これは、一體何を物語るものであらうか。高汝行等が、傅漢臣の上言内容を曲解もしくは誤解しての、單なる言ひ掛かりにすぎぬものであらうか。私にはさうとは考へられない。戸部議案（それは裁可により執行力を附與されてゐる）を傅漢臣が北直隸に於いて實行するに當つては、必ずや府州縣の各長官の協力を求めたに相違なく、その折に傅漢臣と廣平府知府高汝行等との間に執行方法に關して意見が衝突し、遂に傅漢臣は戸部議案の有する執行力を楯にとり、高汝行等の反對を押し切つて實行を推進しようとしたのに相違ない。巡按御史が、比較的品秩の低い監察官の

身分にありながら、中央政府の決定した重要政策或は法令の、地方に於ける事實上の實行推進者となつた事例は、明代では枚舉に遑がない。今、傳漢臣が北直隸でその役割を演ずるに當り、高汝行等はそれが現地の實情にそぐはない事を理由として反對上奏を行ふ決意をきめて上奏したのに對し、ついで傳漢臣も高汝行等の上奏を知つて、それをそのままにしては實行のさまたげとなるので、實行の妥當性を主張する上奏をしたのに相違ない。従つて上奏（或は上言）の時期は高汝行等の方が早かつたと考へられるが、二つの上言ともに或る期間、未決のまま留め置かれ、この相互に反對する二上言に對して一度に天子の裁斷が降つた時が、實錄に記載された嘉靖十年三月己酉で、この日、天子はこの二上言を所司に下して再審議せしめることにしたのである。實錄の記載の順序が傳漢臣を先にし高汝行等を後にしてゐるのは、傳漢臣の上言内容が、少くとも表面上は、既に法令化した戸部議案を正面から振りかざしてゐるだけに、その發言が重視されたからに相違ない。傳漢臣の上言内容は、少くとも外觀は、戸部議案の繰返しにすぎないのであるから、傳漢臣單獨では上言の必要は全く考へられないのである。實行をめぐつて高汝行等の反對上奏がなされたればこそ、それに對應しての上奏なのである。二つの上言をよくよく讀みくらべてみると、誰人もこの事情をその背後に讀みとらないわけにはゆかないであらう。そして更にこの二つの上言をよくよくくらべてみると、兩者の意見の相違は、戸部議案（それは法令に該當する）に對する理解或は解釋の相違から生れたものでなく、實行方法に關する見解の相違にもとづくものであることが知られる。

若しも高汝行等が、傳漢臣の、戸部議案に對する解釋が間違つてゐると考へたならば、何よりも先づそのことを指摘してその違法性を主張するのが自己の上言を最も有效ならしめるものであるから、必ずやそれを實行したに相違ない。然るに實錄に記載された彼の上言には、

そのことが全く見られず、又實錄の編者によつて削られたであらう部分にもそのやうな違法性の指摘はあつたらしくもない。若しもあつたならば、そのやうな重大なことを實錄の編者が私意を以て削り去ることは容易に考へられない。實錄編者の、高汝行等に對する個人的私怨その他の特殊具體の事情があつたことでも積極的に實證されない限り、高汝行等の上奏の原文にそのやうな、重大な違法性の指摘があつたならば、實錄の編者は、少くともその指摘の骨子だけは記載したに相違ないものと考へなければならぬ。戸部議案は裁可により執行力を附與されて全國的に實行されるべきものであつたから、高汝行等も戸部議案をみる機會は必ずやあつたものと考へられる。してみると、高汝行等の反對上奏の中に、傳漢臣の違法行為に對する指摘が全くないといふことは、戸部議案に對する理解或は解釋に關する限り（その實行についてはともかくとして）兩者は基本的に共通の立場に立つてゐたことを意味する。高汝行等の非難は傳漢臣に對する非難といふよりは寧ろ、傳漢臣を通じて實行を推進された戸部議案そのもの（といふよりは傳漢臣の解釋による、戸部議案そのもの）に對する抵抗とも受取れるふしがある。簡単に言ふと、戸部議案（といふよりは傳漢臣の理解する、戸部議案）の實行が、華北、少くとも廣平府の實情に即しないから、もう一度朝廷で考へなほしてくれ、といふことなのである。戸部議案及び傳漢臣の上言に於ける丁・糧が、高汝行等の上言では丁・地におきかへられてをり、しかも「照祿攤銀而不論其地之肥磽、論丁起科而不論其產之有無、則偏累之弊誠不能免。」といふ表現は、高汝行等の意見といふよりは、傳漢臣による戸部議案推進の現實の描寫である。しかもこの實行の現實に含まれてゐる違法性の指摘は全く缺けてゐる。このことは、傳漢臣及び高汝行等の雙方にとつては丁・糧を丁・地と解してよい共通の根據があつたことを物語るものに外ならぬ。

その根據とは華北に於ける徭役科徴の傳統と現實である。そもそも明初以來徭役は、人丁事産の綜合評價に依つて作成された戸等に準據して戸に科せられる立て前であつたが、明初中期以後華中、華南に於いては綜合評價の中で占める丁・産、特に産（田地）の比重が著しく重くなり、均徭の制度が確定してからは、殆ど専ら丁・産のみが評價の基準となつて戸等が決定されたが、華北では均徭成立後も人丁事産のうちの事、即ち家屋等の不動産その他舟車、家畜、貨幣、商品、債券等の動産も評價の要素として重んぜられ、また丁・産のうち丁の比重は壓倒的に重く、産については、土地の生産力が南方に比して相對的に遙かに低いために潛在的擔稅力も弱く、均徭科徴の基準としても重きをなさなかつた。といふよりは、無視されるに近い場合が多かつたので、税は土地に課し、役は丁に課す、といふ觀念が廣く北方（華北）にゆきわたつてゐた。従つて問題の、南方の現實に立脚して作成された戸部議案が、そのまま北方に實行される場合には異常な反響、反對がまきおこらずにすむものではない。所が、高汝行等の反對は、土地に對し一畝につき銀いくら、といふ風に割り當てること自體に反對するものではなく、肥磽を無視しての一律平等な割り當てかたに對する非難である。これが先づ不思議である。ところが、更に不思議なことがある。傳漢臣と高汝行等との上奏は嘉靖十年三月己酉、天子より所司に下されて再審議されることになり、その結果は仲々發表されなかつたが、かかる事件のあつた嘉靖十年三月己酉から一、兩年後に書かれた何瑭の「均徭私論」<sup>（三）</sup>〇何相齋先生文集卷六所收に

今惟、不守祖宗之法。審編均徭、舍戸丁而計田土。故寄莊人戸、有躲差之弊。欲革其弊、盡求其本乎。或曰。祖宗差役之法、今亦有行之者乎。曰。北畿州縣。審編均徭、初止審三等九則戸門、並不註定差銀多寡數目。審定戸則、然後通算三等入戸、除役占優免外、該當差者共有若干丁。却算本州縣銀力差、該用銀共計若干

兩、方令三等九則戸丁、差等出銀、期足供銀差力差之用而已。此蓋遵祖宗之法、而又通其變者也。

とあり、何瑭は、明史<sup>卷八二</sup>によるに、河南布政使司の中でも比較的北直隸に近い武陟縣の人で、彼の、北直隸に關する現狀に就いての記述には相當の信頼を置いて差支へないと思ふ。

彼の、右の記述によると、北直隸の州縣では今（嘉靖十一、二年）もなほ戸丁を對象とする、均徭の審編が行はれてゐるといふ。その方法を述べると、均徭を審編するには、最初はただ三等九則の戸等の格附けを行ふにとどめ、かくして戸等の順に帳簿に記載された各戸の下にその戸の負擔する差銀（銀差及び銀納化された力差）の數目を註記するといふ方法をとらない。戸則を審定すると、次には三等（九則）の戸を通過して、匠戸、軍戸、竈戸などの、戸そのものが特殊の役を負うてゐるため一定の制限内で丁・田につき州縣の雜役を免除されてゐるものや、官吏・監生・生員などの雜役優免の特典を持つ戸については、規定に従つて優免の數だけの丁を除去し、その結果残つた、差役に當る義務のある丁數を總計する。また一方、本州縣の銀差、力差の銀兩を總計する。かくして雙方の總計が出揃ふと、三等九則に格附けされた各戸の丁に對し、戸等に應じて格差を附せられた銀數を納めさせ、以て銀差力差の用に供することとする、といふ方法なのである。

この方法は、かの戸部議案に比すると、丁に均徭銀を割り當てるに際し三等九則の舊規を或る程度まで復活させた點に、相當大幅な後退が認められる。然し舊規が、三等九則に格附けされた戸そのものを對象として均徭を科してゐたのに對し、何瑭の記述する北直隸の均徭審編方法は、三等九則の戸等に依つて丁に格差を附しつつも、科徴の對象は、最早、戸ではなくて戸内の各丁なのである。この差異は見逃がしてはならない。そして、傳漢臣の上言に對する高汝行等の反對意見中にみえる「遵照三等九則舊規。……論丁起科而不論其產之有無。」と

いふ嘆きは、丁に對し三等九則の戸等に依る格差を附せむとする願望にそのままつらなるものである。嘉靖十年三月己酉に皇帝より傳漢臣と高汝行等との兩上奏を再審議することを命ぜられた所司が、嘉靖十一、二年頃（何瑋の「均徭私論」の書かれた頃）までにその答申をしたかどうかは別として、現地に於いては高汝行等の反對意見のうち、少くとも丁に對する均徭科徴に於いては彼等の主張が認められて、實行に修正が加へられて三等九則による格差が附せられたことを、右の何瑋の一文は明瞭に示してゐるものと考へて差支へない。それならば、何瑋は北直隸に於ける均徭審編のどのやうな點に、いはゆる「祖宗之法」が生きてゐると考へてゐるのであらうか。それは何瑋の右の一文の劈頭の記述に依つても察せられるやうに、均徭が戸丁を科徴の對象とし、田を直接の對象としてゐない、といふ一點につきる。田は、辛うじて三等九則の戸等審定の際の、綜合評價の、比較的微弱な一要因となりうるのみで、均徭科徴の直接の對象が戸丁のみとなつてゐることである。正にその點にこそ何瑋は北畿州縣に於ける「祖宗之法」の現存をみたのである。してみると北方（華北）のうち、少くとも北直隸に於いては、二年や三年の近き過去に於いて「祖宗之法」をみだす如き改革があつたとは、考へられないのである。そしてこのことを念頭に置きつつ、傳漢臣の上言と高汝行等の反對上奏との間にみられる奇妙な喰違ひ、即ち傳漢臣の上言中の丁・糧が、高汝行等の上言中では丁・地に置きかへられてゐて、しかもその違法の指摘がないこと、を再び考へてみると、この一見矛盾とみえるものが、實は然らざることが、次第に理解されて來る。

前に幾度も述べたやうに、高汝行等は、傳漢臣の戸部議案推進が、地に對して、一律に一畝につき銀いくらといふ風に割り當て、地の肥磽の差を無視することに反對してゐるのであつて、地に銀を割り當てること自體には反對してゐないのである。そして若しも、高汝行等の

「照畝攤銀」が均徭銀を毎畝に割り當てることを意味するのならば、地の肥瘠による格差を考慮することにより、高汝行等の反對は解消するのである。してみれば、傳漢臣の推進の修正はその線に沿うて行はれば、こと足りるのであつて、均徭銀を直接に土地に割り當てること自體をとりやめる必要は些かもないのである。然るに何瑋の記述の中には北直隸に於ける均徭の、土地への直接的割り當ての事實は些かも述べてをらず、寧ろ逆にそのやうなことの行はれてゐない點に「祖宗之法」の現存をみたのである。高汝行等の反對意見とそれより一、兩年後の何瑋の記述する北直隸の現實との間には飛躍がありすぎはせぬであらうか。そして又、高汝行等の反對意見の中に、傳漢臣の推進に對する違法の指摘がないことを、この飛躍と結びつけて考へるとき、事體をどのやうに理解すればこの矛盾から脱することが出来るであらうか。

私は、傳漢臣の推進案そのものの中に均徭銀の土地への直接的割り當てが含まれてゐなかつたと解することに依つてのみ、多くの疑問と矛盾から離脱することが出来るものと考へる。前に私は、桂夢の原案と戸部議案との間には深い溝が横はつてゐることを指摘したが、戸部議案の原意と傳漢臣の理解及び推進との間には、同一文章をめぐつて大きな理解の差違があつたのである。そしてその差違を生み出すに足るだけの曖昧さが、戸部議案の文章そのものの中に伏在してゐたのである。私は既に傳漢臣の上言中の「布政司通將一省丁糧均派一省徭役内量除優免之數」について、ただ文章のみから論ずれば二様により得る可能性があることを指摘しておいた。そして戸部議案の原意は、この原案をめぐる諸事情とにらみ合はせるとき一點の疑ひもなく「布政司、通將一省丁糧、均派一省徭役。内量除優免之數。」であることも述べておいた。そして今、傳漢臣の上言中に於いてはまさしく、右の文章を「布政司、通將一省丁糧、均派一省。徭役内、量除優免之數。」

と解することに依つてのみ、傳漢臣の上言と高汝行等の反對意見との喰違ひ、高汝行等の反對意見と何塘の記述との矛盾が解消出来るのだと考へる。即ち傳漢臣は戸部議案の文章に内在する曖昧さを利用しつつ、この議案を北直隸の現實に即して次の如くに理解したのだと、私は考へる。

十甲の丁・糧をその所屬する里で總計し、その總計された各里の丁・糧を更に一州（或は一縣）で總計し、更に各州（或は縣）の丁・糧を一府で總計し、各府の丁・糧を一布政司で總計する。布政司は、かくして總計された丁・糧の負擔を一省内に三等九則の舊規によらぬ一律の基準で割りあてる。その方法は、〇この場合は均徭と均義のうちに優免の特典を持つ官吏・監生・生員に就いては規定に従つてその數だけの丁を一省の總丁數より除去し、かくして糧は一石につき銀いくらとし、均徭は各役種別の割り當てをやめ、一本に纏めて銀で總計し、その總計を一省の總丁數（優免丁數を除去したもの）で除して、一丁當り銀いくら、といふ風に割り當てるのである。そして丁より徴收した均徭銀を使つて官で現實の役種を州（或は縣）内に按配する場合には、今までのやうに丁・糧の多寡にかかはらず一律に同分量を各里に割り當てる、といふのはやめて、その役の繁く重いものは均徭の納銀の多い里に按配し、簡疎で軽いものは納銀の少い里に按配する、といふ風に融通して按配する。その按配の結果に基いて冊籍を作り、各府州縣に令して永く遵行させることとする。

右の傳漢臣の上言中に於いては、丁・糧はあくまでも二本建てで、一省の徭役を均派する前提としての丁・糧の總計ではない。従つて「每糧一石、審銀若干。」はあくまでも糧そのものの、銀納による一條化を意圖してゐるものであつて、糧一石あたりに對する徭役銀の割り當て額ではない。若しも糧に對する徭役の均派であるならば、均派

されるものはあくまでも徭役であつて丁・糧ではない。従つてその場合、丁・糧は既成の慣習と秩序の中にあぐらをかいてゐる丁・糧であり、又傳漢臣の上言中に於いても改革の對象となつてゐるものでない筈である。改革の對象は、丁・糧にかける徭役の改革であり、丁・糧そのものの改革ではない。故にその場合の徭役の改革は、丁・糧の在り方を舊き秩序（三等九則）の中に置いたまま、これを動かすことの出来ない前提として、その上に立脚して徭役を出来る改り均派しようとするものである。そのやうな均派からは「每糧一石、審銀若干。每丁審銀若干。」といふ實行方法は、論理的にはどうしても出て來ないのであり、その點からも上言中の「布政司通將一省丁糧均派一省徭役内量除優免之數。」を「布政司、通將一省丁糧、均派一省徭役。内量除優免之數。」と讀むことに致命的障害が生ずる。若しも「均派」を丁糧にかかるとし、一省の丁糧を、舊來の三等九則の格差から解放して糧一石あたり銀いくら、丁一丁あたり銀いくら、といふ風に一律均等に割り當てる意味に解すれば、萬事は無理なく合理的に解決がつく。三等九則の格差が消失することにより、一畝あたりの糧は均一となり、これを銀に換算した場合も、糧一石あたり銀いくら、といふ割りあては、そのまま、土地一畝あたり銀いくら、といふ割り當てに置きかへることが出来る。一省に均派されるものが均徭ではなくて丁・糧であるといふ解釋に立つてはじめて、戸部議案の丁・糧を丁・地に置きかへて傳漢臣が實行に著手したことの合法性が生ずる。そこに於いてはじめて傳漢臣の上言中の「每糧一石、審銀若干。」が高汝行等の反對上奏中の「照祿攤銀、而不論其地之肥磽。」と同一内容を持つことになり得る。すなはち、高汝行等の非難中に、地に銀を割り當てること自體には何の異議も違法の指摘もみられず、割り當てかたに對する反對―それは傳漢臣に對する反對といふよりは、傳漢臣を通じて實行が推進され、或はされようとする戸部議案に對する反對―のみが

みられる所以である。一畝あたり銀いくら、といふ風な割り當てが、實は、均徭銀の一畝に對する割り當てではなく、銀納により一本化されるべき糧の、一畝あたりの割り當てであればこそ、あのやうな非難にとどまることが出来たのである。そして又、それであればこそ、問題の嘉靖十年三月己酉より一、兩年後に書かれた何瑋の「均徭私論」に、北畿における均徭の、土地への割り當てのことが全然みられず、しかもそこに何瑋が「祖宗之法」の脈々たる現存を認めることが出来たのである。

戸部議案に於ける「每糧一石、編銀若干。」は勿論、既述の如く、糧一石に對して均徭銀をいくら、といふ風に割り當てることを意味する。傳漢臣の上言中の「每糧一石、審銀若干。」は唯一字、「編」を「審」に置きかへただけで、この場合「編」と「審」とは何れも「編審」或は「審編」の略として同一語義であるから、文章としては全くの繰返しにすぎない。しかも、現實の意味内容は文章の曖昧さを利用して既述の如き傳漢臣獨特の解釋の上に立つて前記の如くに置きかへられてゐるのである。この置きかへが戸部議案の原意に反することは申す迄もない。それでゐて、高汝行等が敢へてそれを摘發しないのは、華北、特に北畿に於ける徭役の傳統と現實が無言の重壓となつて彼等の肩にのしかかつてゐたからである。傳漢臣に於いてもこの重壓から脱れることが出来ないのは同様である。傳漢臣の實行の違法を指摘することは高汝行等にとつて己自らを滅す道に通ずることを誰よりも彼等自身が知つてをり、又戸部議案を原意のままに解することが北畿に於ける地方行政に何等の利益をもたらさないことを十分に自覺しての沈黙であつたと考へられる。戸部議案の解釋に關する限り、傳漢臣と高汝行等は無言のうちに共同の立場に立ち、共同戦線を形成してゐたものと言ふことが出来る。そして又、嘗つて華北の地方官としての體驗に立脚する桂夢の原案が、戸部官僚の審議過程のうちに、内容

が何時しか華北を主たる對象とするものから、南方（華中、華南）のみを對象として北方を視角に入れないものに置きかへられて戸部議案が出来上つたが、今、その戸部議案の文章そのものに對しては、北方の現地に活躍する北方出身の地方官僚によつて殆ど何等の修正も加へることなしに、北方の現地に適する解釋が堂々と合理的に加へられ、實行が推進されたのである。戸部議案は註釋でも加はらぬ限り問題の個所を必ず「布政司、通將一省丁糧、均派一省徭役。」と讀まなければならぬものでなく、文章としては「布政司、通將一省丁糧、均派一省。徭役……。」とも讀み得るものであり、此の頃の「將」の用法としては寧ろその方がより一般的であり、よりなだらかなのである。このよみ方、とこのよみ方に立脚する、戸部議案の解釋を必ずしも不當といふことは出来ぬ。若し萬一摘發された場合でも、堂々と辯明出来る理論的根據はある。然し、その摘發が、高汝行等は勿論のこと、北方地方官の何人からもなされなかつたのは、彼等が傳漢臣の解釋と理論に共鳴してのこと、といふよりは、華北の現實に立てば、傳漢臣流の解釋をとらざるを得ない必然性のもとにあり、又、傳漢臣流の解釋は、北方現地の雰囲気からはきはめてスムーズに生れるものであつたからだ、と言へよう。傳漢臣の上言の原文には勿論句讀點は施されてゐないわけであるから、彼の上言に於ける戸部議案の忠實なる繰返しとその妥當性の強調は、己を、戸部議案の忠實なる實行者として天子以下の中央爲政者の眼に映せしめることも可能である。鋭利なる眼光の持主が、科学的批判精神を以て傳漢臣の上言と高汝行等の反對意見を讀みくらべて兩者の微妙な喰違ひを問題にせぬ限り、傳漢臣と高汝行等が暗黙のうちに共同戦線を張つて守つてゐる無意識のキャラクリを發見することは不可能である。そして傳漢臣の上言中に「徭役公平、而無不均之嘆矣。」とあるのは、彼の偽らざる氣持としては「賦役公平、而……。」と言ひたかつたのであろうが、戸部議案の繰返しを行ふ必

要上、それは出来なかつたのであらう。嘉靖末から、萬曆にかけての華北に於ける一條鞭法の施行は、役を田賦に入れる現象を伴ふ場合が多かつたが、その施行の當初におきた異常な反對運動を思ふとき、それより遙か以前の嘉靖十年前後において、均徭銀を、直接的に土地に割り當てることは絶望的に困難であつたに相違なく、傳漢臣の場合に於いても到底その實行は不可能であつたに相違なく、北方出身の官僚として右の如き方法で抵抗を試みる以外に、ちがなかつたのであらう。然し、傳漢臣流の抵抗も、時の経過と共に次第に後退を餘儀なくされ、萬曆中期には、華北に於いても、役の、田賦への繰込みを伴ふ一條鞭法が、普遍化するに至るのであり、その事情に就いては、私は嘗て述べたことがある。

嘉靖のはじめ以來、北直隸に於いても、均徭の割り當てに關聯して田土の問題が屢々中央爲政者の議に上つたことがある。明世宗實錄卷十 嘉靖元年七月癸丑の條に

初順天府尹萬鍾、條恤民糴五事。……二。專選委以均賦役。言。州縣上均徭籍、多不如期。且各有輕重、不能畫一。請。委府佐賢能者二人、分行州縣、專督其事。

とあり、この上奏は、所司の議を経て皇帝の裁可をうけてをり、裁可の下つたのが、右の嘉靖元年七月癸丑である。然し、實錄記載の右の記事だけでは、均徭法改革に關する萬鍾の意見に就いてその骨子を知り得るのみであるが、この時の萬鍾の上奏内容は皇明經世文編卷百五十一に收録されてゐる萬太宰奏疏の中の「恤民隱均徭累以安根本重地方疏」に依つて詳細に知ることが出来る。それは次の如くである。

國家取民之制、不出於賦役。賦役之等、必稽於丁糧。故每年一次、審編均徭文冊、計算地畝・人丁、兼論家貲生理、因其富貧、分爲三等九則、酌量輕重、派以銀差・力差。條約法禁、非不嚴明。然而有治人、無治法。其如良有司之難得何哉。……往年均徭造

冊、到府者實無三四、類多襲舊循訛、或又乘機作弊。賦役不均、因而缺誤。小民怨訴、無憑處分、雖云遭時勢之難、實亦乏循良之吏。……又惟、均者公平如一之謂。在縣、不止以里論、而當均於一縣。在州、不止以縣論、而當均於一州。在府、則所均當益廣矣。考之往年卷冊、州縣有里數相同、而編差之多寡不同。地丁等則相同、而出銀之多寡不同。差役名色相同、而貼丁之多寡不同。紛錯百出、難以悉陳。其間偏重者、縱不能移之他處、獨不可均之一府耶。此非任得其人、而權可通融者不能也。及查均徭期限、每年秋收既畢、即當審編。編定文冊、該於十二月前送府。新舊人戶、該於正月初接役、前此州縣、先後任情、殊乖畫一、亦當預行戒約。庶不漫令改期也。

右の順天府尹萬鍾が述べてゐる丁・糧はあくまでも、三等九則の戸等を作成するための算定基準としての丁・糧であつて、均徭の銀差・力差を直接に、一畝あたり、或は一丁あたりに割り當てるための丁・糧ではない。「兼論家貲・生理」とあるのが、その何よりの證據である。均徭科徴の直接對象はあくまでも戸であつて丁・糧ではない。丁・糧の計算は行はれるが、それは戸等作成のための計算であつて、均徭銀を直接に割り當てるための計算ではない。このことから考へると明世宗實錄卷十一 嘉靖元年十二月癸巳の條に

順天府尹萬鍾奏、弘治間定各州縣計畝徵銀之法。軍需・料價俱從此出。其文武職官及諸當優免者、止免人丁、不及地畝。近來差繁賦重。援例投充及陵墳海戶、一槩優免。偏累小民、逃亡殆盡。請。申明舊制以恤民困。戶部覆議、請。如鍾奏。申明均徭地畝之法、及禁約各陵戶、不得倚內臣聲勢、規免地稅。沮撓縣官。上曰。然。今後順天府所屬州縣、編審均徭、仍酌量人丁地畝、兼徵銀兩。應免之家、照例止免人丁、不得濫將田畝一槩折免。とあるのは、均徭銀が人丁・地畝に直接割り當てられたことを示す記

事と解すべきでない。萬鍾の上奏は、既に弘治年間から行はれてゐる、税糧の附加税としての軍需・料價のことを言つてゐるのである。

北直隸に於ける軍需・料價は、恐らく山東に於けるが如く、もとは均徭の中に入れられてゐて、それが或る時期に、均徭から分離されて税糧中に編入されたのであらうが、弘治年間には既に土地税の中に附加税として編入されてをり、それはもはや嘉靖元年十二月癸巳現在の均徭とは區別すべきものである。従つて、萬鍾の上奏を承けた戸部の覆議中には、この附加税のことを「地税」といふ言葉で表現して明瞭に均徭とは區別してをり、陵戸等が内臣の勢威を笠に著てこのいはゆる地税の免除をはかることの不當を述べてゐるのである。従つてその戸部の覆議をうけた皇帝が、この時点の地税に即する裁斷を下さないで、分離以前の、均徭の審編原則をひき出したのは、特殊問題を時期外れの一般問題にひきなほして、具體的政治問題を抽象的一般論に逆戻りさせてしまひ、問題解決の方向を見失つた感がある。最後の「應免之家、照例止免人丁、不得濫將田畝一槩折免。」も、優免の特典は、ただ人丁にかかる役についてだけで、田畝にかかる役の負擔については、田畝を人丁に換算して優免をはかることは許さない、といふ意味で、田畝にかかる税糧そのものの免除を許さない、といふ意味ではないであらう。しかし、それは、萬鍾の上奏及び戸部の覆議を正しく理解しての裁斷ではない、と思はれる。又皇帝の言葉中にみえる「編審均徭、仍酌量人丁地畝」は、均徭編審の一般原則を述べたもので、均徭は人丁・地畝を主たる算定基準として酌量し、以て三等九則の戸等を編成する、の意に解すべきである。

以上の如く述べて來ると、北直隸に於いては、傳漢臣の上言に至るまで、均徭の、土地への直接割り當てが行はれた事實は皆無であると考へてよからう。均徭の根本原則は、戸等編成の際、丁・田を二大基準とすることであるが、この二大基準の機械的計算の結果がそのまま

戸等となつては現れず、そこには多分に州縣官の主觀的判斷が入り、又華北に於いては丁・田の外に依然として家屋その他現金財産、家畜等を併せ評價すべしとの主張が根強かつたことは何瑋の「均徭私論」○何栢齋先生文集卷六所收に

河南舊例、審編均徭、雖未以田爲主、亦未以丁爲主。其人丁差銀、增減從審官之意、多寡無一定之法。少有不至兩者。多者有三五兩者、有十餘兩者。甚有至四五十兩者。丁多之戸、銀多亦不爲過。單丁之戸、銀多、則一差用之不盡、必湏分爲數差。是一丁而數差也。

とあり、又

戸有上中下三等。蓋通較其田宅・貨畜而定之。非專指田土也。

とあることに依つて知られる。かくの如く考へ來ると、華北特に北直隸に於いては、均徭の編審に於いて人丁・田土を二大基準とすべし、との一般的要請は一應表面上うけ入れつつも、その實は戸等編成の際に於ける田の比重は丁に比して著しく低かつたことがわかるのである。かかる田土に對し、いきなり、直接的均徭の割り當てが行はれるべくもないのは眼にみえたことであり、さればこそ何瑋の「均徭私論」に於ける北畿の記述に均徭銀の地畝への割り當ての事實が全く否定されてゐるのであらう。華北に於いては、何處も大體北畿と同じく、均徭の、地畝への直接的割り當ての條件は熟してゐなかつたと考へられるが、北畿に於けるが如き巧妙な拒否の仕方をしたものは他に見當らない。その時の衝に當つた地方官の人物、才腕の優劣によりその差違が生じ、受け入れるべきでない所へも受入れて大紛争が至る所にまきおこつたのである。この點、傳漢臣の手腕は、當時の北方地方官のうち、群を抜いてゐたものと言ふことが出來よう。

以上に依つて、傳漢臣の上言に含まれてゐる改革案が、戸部議案の原意を離れて、彼一流の改革案となつてをり、均徭を銀納によつて一

本に纏め、それを丁に對して直接に且つ一律に割り當てると共に、税糧をも銀納によつて一本に纏め、それを地に對して毎畝一律に割り當てることであり、均徭の、田土への直接割り當ては行はれなかつたことが知られる。そして、均徭及び税糧の、銀納によるそれぞれの一條化をこそ、傳漢臣は一條編法と呼んだ、と私は考へる。従つて、傳漢臣が眞に意味する一條編法は戸部議案の原意に對して附した名稱でなく、彼自身の實行推進案そのものに對して附した名稱である、と私は考へる。しかし、均徭の、銀納による一條化の件は、高汝行等の反對意見の外に、何瑋の「均徭私論」中の記事によつてそのことを確かめることが出来るが、税糧の銀納による一條化については、高汝行等の反對意見中の「照貳攤銀、而不論其地之肥磽。」といふ字句の外に、そのことを確かめる史料はないものであらうか。均徭の一條化の場合も、偶然に何瑋の「均徭私論」の北畿均徭に關する記述が現存してゐてはじめてそのことが確證出來たわけであるが、税糧の場合には、遺憾ながら北畿に關するそのやうな好史料が缺けてゐる。しかし、眼界をほぼ同じ條件下にある華北全體に擴げてその徵證を求めると、その徵證は必ずしも絶無ではない。私は葛守禮の殘した、山東の税糧に關する史料の中にそれを發見することが出来ると思ふ。依つて章を新たにしてそのことを述べよう。

## (五) 葛守禮に於ける「一條鞭法」

山崎氏は前述の論文に於いて、税糧方面に於ける一條鞭法の基本的性格を示すものと考へられてゐる「糧不分倉口、總收類解。」といふ表現が、「實錄上では概ね隆慶末から萬曆に互つてみえる」となし、一條鞭法が先づ役法面のみに於いて開始され、税糧面の一條鞭法はそれより遙かにおくれて開始されるとなすのであるが、事實は果してさ

うであらうか。山崎氏も引用してゐるところであるが、明穆宗實錄の隆慶元年四月戊申の條には戸部尚書葛守禮等の上奏が收録されてをり、その全文は左の如くである。

戸部尚書葛守禮等奏。直隸・山東等處、土曠民貧。流移日衆者、以有司變法亂常、起科太重而徵派不均也。夫因制田賦、按籍編差、國有常經。今不論籍之上下、惟寄田之多寡。故民皆棄田而避役。且河之南北、山之東西、土地磽瘠、歲入甚寡。正賦尚不能給、矧復重之以差役乎。往臣在河南、親睹其害。近其行之直隸、浸淫及於山東矣。山東沂・費・鄒・滕之間、荒田彌望、招墾莫有應者。今行此法、將舉山東、爲沂・費・鄒・滕也。夫工匠傭力自給、以無田而免差。富商大賈、操資無算、亦以無田而免差。至襁挾辟賦、終歲勤動者、乃更受其困。此所謂舛也。乞下明詔、正田賦之規、罷差役之法、使小民不離南畝、則流移漸復、農事可興。又國初徵納錢糧、戸部開定倉庫名目及石數價值、行各省、分派小民、照倉上納。完仄之數、瞭然可稽。其法甚便。近年定爲一條鞭法、不論倉口、不開石數、上開每畝該銀若干。吏書因緣爲奸、增減酒派、弊端百出。此派法之變也。至于收解、乃又變爲一串鈴法。謂之夥收分解。收者不解、解者不收。收者獲餘之資、解者任賠補之累、是起得于平乎。且錢糧必分數明而後稽查審。今混而爲一。是爲那移者地也。不惟不便於民、抑不便於官。宜勅所司、查復舊規。其一條鞭等法、悉爲停罷。庶歲額均而徵派便矣。上曰。爾等以司計司農爲職。茲所奏悉舉行。其他可以足國裕民者、宜弗避嫌怨。盡心幹理、以副朝廷委任之意。

周知の如く、實錄所收の上奏文は原文のままを載せることは殆どなく、相當思ひ切つた縮約が行はれるのが常であり、右の上奏文もその例に洩れず、この上奏文の原文に最も近いと考へられる葛端肅公集卷二所收の「寬農民以重根本疏」の當該部分に比すると、かなりの縮少

が行はれてゐることが知られる。然し、傳漢臣の上奏文(實錄所收)に對して明史彙や明史の編者が行なつたやうな、顯著な改悪は行はれてゐないやうである。今「寬農民以重根本疏」の中から直接一條鞭法を記述した部分を示すと左の如くである。

國初徵派錢糧、戶部備開各倉庫名目及石數價值各若干。通行各布政司及直隸各府。查照原數、轉行各州縣、分派小民。按地、每畝夏稅秋糧各若干、以其應輸之數、分定各項倉口。倉口由重而輕、人戶自上而下、明白開派某人某倉口糧若干。給與由帖、使其收照。各赴該倉收糧大戶處投納、給私記合同小票、以徵完欠。官府憑此以稽查、人戶憑此以考驗。其大戶收完與已收若干、未完若干、歷歷可指。其法簡易、可以百世通行無弊。近年不知何故、乃變爲一條鞭派。不論貧富、一切同攤。既不顯倉口、又不開石數。只開每畝該銀若干。致使書手任意增減、漫無底定。雖小民黠慧者、亦莫知端倪、而況蠢愚只應憑其口說、從其愚弄也。不惟小民莫知、雖官府亦豈能於分釐毫忽之間、算無遺失乎。此派法之變、不便於民者一也。至於收解、乃又變爲一串鈴法、夥收分解。大戶雖定有各倉口之名、而但擇其能事者數人、兼總收受。某倉催急、則合併以應、令原坐大戶領而解之、以次皆然。不見催者遂聽其拖欠。在大戶、則收者不解、解者不收。秤頭之積餘、收者得之。及其交納之添墜、解者賠焉。豈得爲平乎。況錢糧無緩急、皆當報完、未可於方收之時、已拚留幾倉作欠也。

「寬農民以重根本疏」に於いても、實錄所收の上奏文に於いても、税糧の一條鞭法の基本的特質として「不論倉口、不開石數。」或は「夥收分解」のほかに「只開每畝該銀若干。」が擧げられてゐることは見落してならないことであり、また「寬農民以重根本疏」に於いては「不論貧富、一切同攤。」とあるのは特に注目すべきことである。これら、實錄收錄の上奏文、又は葛端肅公集所收の「寬農民以重根本

疏」に於いて葛守禮のいはゆる「一條鞭法」或は「一條鞭派」が、税糧面に於けるもののみを指してゐるかどうかは問題のあるところで、そのことについては後に再び言及するが、少くともこの頃税糧面に於いても一條鞭法が行はれた、しかも山東の少くとも一部には實施されたことは疑ひない。それならば、税糧面に於ける一條鞭法は果して、山崎氏の主張する如く概ね隆慶末から萬曆に互つて實施されたものであらうか。山崎氏はこの點、慎重な表現法を使用し「糧不分倉口、總收類解。」とされている法が、實錄上では概ね隆慶末から萬曆に互つてみえる」と言つてゐるにすぎないが、同氏のこの文句の前後の文を熟讀すれば、同氏が、單に實錄の記載上にとどまらず、税糧面の一條鞭法が概ねこの頃(隆慶末から萬曆に互つて)行はれるに至つたと理解してゐることは明瞭で、また、それであればこそ、前に述べた傳漢臣の上奏文の内容が純粹に役法のみを含むと言ひ切れたわけなのである。然し、私は山崎氏の新見解とは異なり、税糧面の一條鞭法も、役法面と同様に、山崎氏のいはゆる創行期から行はれたと考へる。その論據を左に順次示す。

葛守禮の文集たる葛端肅公集の中に含まれてゐる一條鞭法の諸記事は、清水博士以來多くの學者に依つて利用されて來たが、その利用の仕方は何れも不徹底であつたと思ふ。葛端肅公集卷十五所收「與姜蒙泉中丞論田賦」は葛守禮が山東巡撫姜廷頤に與へて山東布政司の田賦のことを論じた手紙であるが、姜廷頤は明穆宗實錄によると隆慶元年八月丙午から同四年二月戊午まで山東巡撫だつた人である。従つてこの手紙はほぼこの期間に書かれたもので、その全文を示すと左の如くである。

嘗聞、尊慈念我東人之艱、百端講求。惟欲奠之生、全之地。此當世感者也。但東人薄福、土瘠差繁。往時賦以地起、差以丁出。皆有上中下之分。貧民種薄地、納輕糧。尚可輸辦。嘉靖二十年始變

爲一條鞭派糧之法。貧民之地、皆不售者、非沙礫則不毛。富人之田、膏腴易治、所得子粒、比貧民或加十倍。一例納糧、貧者何以堪乎。舊制甲總不踰里。里總不通縣。各里書手自派一里。縣官酌量貧富分糧、責令坐派。雖有神奸、無所用之。一條鞭乃闔縣通流、漫無界限。其頭緒之多巧、歷不能遽算、而況鄉閭之愚氓乎。於是、埋沒飛洒之弊湧出。奸民可以全不納。貧民又受加派之累矣。

又黃蠟・柴炭・顏料之屬、舊規、皆派於均徭。逐末者亦應有分。今入田賦中、則惟農家獨苦、而富商大賈乃得脫然無與焉。彼何幸也。聞今布政司、分糧量爲上中下。上者每石價九錢。中者八錢。下者六錢。則既體悉下縣矣。一縣戶亦有上中下、可以例推也。且雖上縣未免有下戶。一條鞭論上縣之下戶、亦九錢。何以堪也。下縣未必無上戶。一條鞭論下縣之上戶、亦六錢。何其幸也。

現今地方災傷、議賑濟則倉庫無蓄、議停徵則戶部不允。不如令各州縣踏勘被災處所、量派輕糧、無災坐以其重、則所謂催科中撫字惠而不費之美也。貧民受惠、當加於賑濟數等。卽雖常年、貧者納輕糧、則逃亡可免逃、糧坐輕倉則包賠亦易。不惟貧難之福、是亦官府之便也。家居目擊民艱、惟一條鞭派糧爲甚。敢因便一奉聞焉。倘賜照諒、查復舊規、數十年民困一旦甦矣。不勝顯望。

この手紙は、山崎氏が税糧方面の一條鞭法の普及時期とみてゐる「隆慶末から萬曆に互」る時期に近い隆慶初年に書かれてゐることは、忘れてならないことであり、また、手紙の書かれた時期の一條鞭法に就いて多くを語つてゐることも否定出来ない所であるが、書き出しのところの「往時賦以地起、差以丁出。」といふ文句と半どころの「又黃蠟……」云々の箇所を除き、殆ど全文、税糧の一條鞭法を論じてをり、そのために特に「一條鞭派糧之法」といふ表現すら行はれてゐるのである。そしてこのいはゆる「一條鞭派糧之法」が山東布政司では既に嘉靖二十年に始まつてゐると言つてゐるのである。この手紙

の中にみえる一條鞭法には、この法の基本的特質とも言ふべき銀納と、可能なる限りの機械的劃一主義とが明瞭に現はれてゐる。同書卷十五所收の「與梁鳴泉中丞論賦役」は葛守禮が山東巡撫梁夢龍の質問の手紙に對する返事として書かれた手紙で、梁夢龍は明穆宗實錄によると、隆慶四年二月丁卯から同五年十一月戊辰まで山東巡撫だつた人である。この手紙の中にも

國初制賦定役、大抵倣唐租庸調之法。南北及各省不同者、固有取爾也。如山東、則田出賦、門丁出役。賦有輕重倉口、役有銀力二差。各視九則之等行之、二百年。民甚便之。嘉靖二十年來、有拊循公、始變賦爲一條鞭法。不開倉口、不論貧富、括其總數、一例均攤。下戶已累矣。後又將黃蠟・柴炭等項差銀、加入其中、則田家偏苦也。近又論地當里甲養種馬。法似寬丁、而人丁又不得寬、徒增吏書騙局爾。自一條鞭法行、北方田地始有埋沒之弊。如敝縣平縣埋沒將至二百頃矣。其糧又復洒派於衆。奸猾脫免、窮弱加倍。不知何故啓此弊端也。

とあつて、明瞭に「嘉靖二十年來、有拊循公、始變賦爲一條鞭法。不開倉口、不論貧富、括其總數、一例均攤。」と言ひ、賦すなはち税糧の一條鞭法が嘉靖二十年に始まつたと言つてゐるのである。しかも、注目すべきは、從來均徭の中に入れられてゐた黃蠟・柴炭等の差銀の負擔が田賦の中に入れられたのはその後のことであり、更におくれて從來里甲の負擔だつた養種馬が地土を論じて課せられるやうになつたと言つてゐることである。卽ち、先づ田賦の一條鞭法が始まつて、そのあとで差役の負擔の田賦への繰入れが行はれてゐるのである。日本に現存の明清地志には嘉靖二十年代に於ける山東の田賦面の一條鞭法を傳へてゐるものなく、梁方仲その他戦後の新中國の諸學者の一條鞭法に關する論文に引用された諸地志にもこの消息を傳へてゐるものはないが、地志に記載のないことを以て實施の事實を否定することは餘程慎

重を要することであつて、山東布政使司の濟南府德州德平縣を郷里とし、終世、熱烈な關心を、郷里を中心とする山東省に對して持つた葛守禮が、嘉靖八年進士に及第して官界に入つて以後に山東におこつた政治經濟社會各方面の事象に關して記述した事柄は、よしや彼の政治的見解による偏向は免れないにしても、架空のものとすることは斷じて不可能で、一條鞭法に關する記述の如きも、この法に對する彼の評價に著しい偏見が認められるにしても、一條鞭法の實施そのものに關する記述は極めて信憑性の高いものであり、何等、この點につき疑問をさしはさむ餘地はないのである。山東の全部とは言へないまでも、少くともその一部に於て田賦面の一條鞭法が嘉靖二十年以來或る時期まで實施されたことは一點の疑ひもないのである。葛端肅公集<sup>卷十</sup>の「與沈對陽方岳論賦役」は葛守禮が山東右布政使沈應時に對して與へた手紙で、沈應時は、<sup>萬曆</sup>山東通志<sup>卷十</sup>職官及明穆宗實錄によると隆慶二年十月二十九日から同年十二月己丑まで山東右布政使だつた人である。従つてこの手紙はほぼ隆慶二年十月二十九日から十二月半ば頃までの間に書かれたものであるが、この手紙の中に

十餘年前、不知何故、偶變爲一條鞭法。夏稅秋糧及雜派黃蠟等項、總在其中。無復倉口斗升之數。且歲歲不同。

とあるのは、注意すべき記述である。隆慶二年より十餘年前は大體、嘉靖三十年前後にあたる。しかし前述の二つの書簡が山東に於ける税糧面の一條鞭法の開始を明瞭に「嘉靖二十年」と記載してゐる所から考へると、この手紙の「十餘年前」は「二十餘年前」の「二」が脱落したものとも考へるべきものである。

ところで、このやうな知識を前提として、葛端肅公集の一條鞭法の諸記事ならびに既掲の明穆宗實錄隆慶元年四月戊申の記事をよくよく検討してみると、葛守禮が明瞭に一條鞭法の名を用ゐて述べてゐるのはすべて税糧（田賦）面の一條鞭法で、役法面のそれは、税糧に繰り

入れられた部分、即ち從來均徭の中に入れられてゐて嘉靖二十年田賦の一條鞭法が施行されて以後に田賦に繰入れられた黃蠟・柴炭等の負擔とか、その後更に里甲負擔の養種馬が田賦に繰り入れられたことを語つてゐるにすぎず、江南の諸地志にみられるやうな役法面の一條化としての一條鞭法は何等述べられてゐないのである。これはきはめて特徴的であると言はなければならない。そしてこのやうに考へて來ると、從來、葛端肅公集の中の諸記事を利用する場合、我々は筆者たる葛守禮の意圖を全く無視して、我々自身の先入主に基づいて、彼が何等一條鞭法の名を冠してゐない記事まで、勝手に一條鞭法ときめてしまつて引用した、といふことに想到せざるを得ないのである。例へば同書卷十三の「與鄭葵山論中州地差」は清水博士を先登として殆ど悉くの學者が、あたかも自明の如くに一條鞭法の史料として論じて來たものであるが、果してこれは一條鞭法の史料であらうか。少くとも、葛守禮はこれを書く場合、一條鞭法を記述する意圖を持つてゐたものであらうか。今、この問題に再検討を加へるため、この手紙の全文を左に示す。

廿年契闊、徒思遠室。中土旬宣、可聞動定。愧亦未能先一問候也。辱承惠教、始知履任、維時感慰感慰。汴藩他無所難、止有祿糧費區處。兄應大有經畫也。北方民差、舊在人丁。地多者、令其多出門銀。此古庸調之法、必不可易者。後因南方諸公以本處之法行之、一切徵諸地。遂令小民、視地若桎梏然。惟恐不能脫、棄置逃避、或告願回原主者紛紛。荒蕪極目而中州民始大困矣。弟在地方最久、知民情甚真。前拊循時、欲查復舊規、惜未久輒離地方。不知今如何行也。兄初至、或未即知徵役之始末。敢因奉復漫贅、及是年家之忠告。舊治之不能忘、情也。

明世宗實錄によると葛守禮は嘉靖二十九年七月乙卯より同三十年三月辛亥まで右副都御史巡撫河南たりし經歷の持主であり、右の手紙

は、彼が河南巡撫より他に轉任して後、河南に在任する科舉同年及第者（葛守禮等は嘉靖八年進士及第）たる鄭綱（ていこう）の手紙に對して書いた返書であり、内容からみて、大體、嘉靖三十年代の作と思はれる。この手紙の中に於いて葛守禮は、南方出身の官僚が河南に赴任して來て、南方と同様に差役を壓倒的に土地に負擔させる政策を採用したことが、北方の實情にそぐはないとして大いに非難してゐるわけであるが、差役が彼のいふやうに「一切徵諸地。」となつたかどうかは問題のあるところであるが、それはともかくとして、注意すべきは、彼がこの新たな役法に對して何等「一條鞭法」といふ名稱を冠してゐないことである。從來、清水博士をはじめとして多くの學者は、意識的に或は潛在意識的に、「一條鞭法」「差役の田賦への繰込み」といふ先入主の上に立つて、この手紙の記事を、いはば自明のこととして一條鞭法史料として使用して來たのであるが、それはこの手紙の筆者たる葛守禮の意圖に忠實ではなかつたやうに思はれる。正統八年頃（一四四三年）、江西に於いてはじめて夏時によつて立案施行され、その後、一施一廢を経て弘治元年（一四八八年）全國的に實施されるやうになつた均徭法は、雜徭科徵の算定基準を田土（土地）と人丁との二者に整理した點に於いて劃期的意義を有するものであるが、注意すべきは、この均徭法に在つては、科徵の直接對象は戸であつて、丁・田は戸の等則（三等九則）を決定する算定基準たるにとどまり、未だ丁・田に對して直接に均徭の負擔を割り當てるものではなかつたことである。しかし、既にこの均徭法の段階に於いて、徭役の負擔が土地のみに科せられるかの如き感を、土地の負擔力の相對的に高い南方（華中）に於いてすら與へてゐたことは、王鏊の震澤生集卷三の吳中賦稅書與巡撫李司空に田之稅既重、又加以重役。今之所謂均徭者、大率以田爲定。田多爲上戸。上戸則重。田少則輕。無田又輕。亦不計其資力之如何也。故民惟務逐末、而不務力田、避重役也。所謂重役者大約有三。

曰解戸。解軍須・顏料、納之内府者也。曰斗庫。供應往來使客及有司之營辦者也。曰糧長。督一區之稅、輸之官者也。……三役之重、皆起於田。一家富之則一家破、百家富之、則百家破。故貧者皆棄其田以轉徙、而富者盡賣其田以避役。近年吳下田賤而無所售。荒而無人耕、職此之故也。

とあることに依つて知られる。右の手紙にいふ「巡撫李司空」とは巡撫李充嗣のこと、明武宗實錄卷百六正德十三年七月丙午の條によると、彼はこの時巡撫河南右副都御史より巡撫蘇松等處總督糧儲に任ぜられてをり、明世宗實錄卷三十三嘉靖二年十一月壬午の條によると、この時彼は總理糧儲巡撫應天等府太子少保工部尚書兼都察院左副都御史から南京兵部尚書に轉じてゐる。そして右の期間中に彼は戸部右侍郎より工部尚書となつてゐる。即ち、明武宗實錄卷百九正德十六年正月癸未の條に

陞總理糧儲巡撫應天等處戸部右侍郎兼右僉都御史李充嗣、爲工部尚書、兼管水利。……工部會議、先年尚書周忱總理蘇松糧儲、處置得宜、公私充裕。未聞專設水利等官。今充嗣見巡撫。宜如忱例、量進其秩、使之兼理。故有是命。

とある。そして蘇松巡撫は一名應天巡撫と言はれる程で、最初に蘇松巡撫を命ぜられ、途中からその名稱が應天巡撫と變つてゐるのはさしたる意味はなく、巡撫としての李充嗣の任務に變化があつただけではない。ただ、その附帶する任務に變化があつただけである。要するに蘇松巡撫或は應天巡撫としての李充嗣の在任期間は正德十三年七月丙午から嘉靖二年十一月壬午までである。巡撫李充嗣に對する、王鏊の右の書簡は、正にこの期間中に書かれたものであるが、書簡の内容より推して、李充嗣が工部尚書に轉ずる前のことと思はれるので、大體、正徳末年の作であることは疑ひがない。この頃は、南方（華中、華南）に於いてすら、銀納による田賦或は均徭の各一條化が開始され

る遙か以前に當つてをり、戸等の作成による、均徭法の（戸に對する）割り當てが漸くその軌道に乗らうとしてゐる頃であるが、その時期に於いて、華中に於いて早くも右の書簡にみられる如き非難の聲が聞かれたのである。華中に於ける均徭法が、戸等作成の算定基準としての丁・田二者のうち、田にその壓倒的比重を持たせてゐたことは疑ひがない。これは單に華中にとどまらず、四川に於いてもさうであつたことは、明英宗實錄卷二百一十一天順元年八月戊戌の條に

四川重慶府永川縣民鄧鎮奏。……切見四川民間賦役、俱有定制。

其徭役臨期量力差遣。近者官司輕於更變。造成均徭冊、以民間稅糧多寡爲差、分上中下三等、預先定其徭役。且川蜀之民、有稅糧多而丁力財帛不足者。有稅糧少而丁力財帛有餘者。今惟以稅糧、定其科差。則富商鉅賈、力役不及、而農民終年無休息之日矣。

とあることに依り知られる。右の史料は、嘗つて山根幸夫氏も「十五・六世紀中國における賦役勞働制の改革」史學雜誌第六十編第十一號所收に於いて、「均徭ありあての基準をなしたものが、田土（又は稅糧）の多寡であつたことを如実に示す史料として使用されたことがある。然し、この場合に於いても忘れてはならないことは、均徭の割り當ての對象はあくまでも戸であつて、未だ、徭役の負擔を銀納の一本に纏めそれを田土の毎畝に對して直接に割り當てる、といふ方式は出現してゐないといふことである。

しかしながら、この均徭法の實施によつて土地は、三等九則の戸等の編成を通じてではあるが、既にそれまでに加へられてゐた實質的な差役の負擔を一層重く荷ふやうになつたことは周知の事實であつて、土地の差役負擔といふ實績のある華中に於いてすら非難の聲があがるとすれば、土地の差役負擔の實績の著しく少い華北に、南方出身の官僚によつて均徭法に於ける田土重視といふ方針が持込まれる場合、驚愕のあまり「一切徵諸地」といふやうな極端な表現が、均徭法の實施

をめぐつて起る可能性は十分ありうる。右の「與鄭葵山論中州地差」の中で葛守禮が一條鞭法或は一條編法といふ言葉を一つとして用ゐないことをこの手紙が嘉靖三十年代の作であることと思ひ合はせると、この手紙にみえる「一切徵諸地」とその表現は、一條鞭法の實施に對して發せられた驚愕の言葉と取るよりは、寧ろ一條鞭法以前の均徭法の實施段階で南方出身の官僚によつて田土重視の方針が華北に持込まれたことに對する驚愕の表現と解するのが自然のやうである。そのことは、同じく葛端肅公集卷十に收められてゐる「與張吉山論豫省田賦」といふ書簡を読むことによつて確認することが出来る。この書簡も從來清水博士を先登とする諸學者に依つて、一條鞭法の史料として使用されて來たもので、この書簡が果して一條鞭法の史料であるか否かに就いて疑問を述べた人はまだ一人もない。私も從來はこの書簡を一條鞭法の、華北に於ける實施を示す史料と考へてゐたのであるが、最近、初期一條鞭法の諸問題を深く考究するに及び、この書簡は決して一條鞭法の史料ではないことを知るに至つた。先づその全文を左に掲げる。

人來、知兄已至中州、一方保釐有依頼、甚喜甚慰。弟曾承乏此方、以素所見聞、妄有建明。不意起端未竟。相繼者人自爲見、卒不聞有相成者。大抵北方、田自有賦、役當在人。前有迂執先生、故以南方之法、施之河南、百凡皆出於地。二三古之租庸調、如何而襲一行之也。遂使農人、視地爲響、而操賈經營之人、安享無累之富。且四民之役、集於農家。古今豈有此法哉。南方曾行之。南方十年一役。北方歲歲有差。何可比而同也。又田賦輕重懸殊而衡僻豐歉、地方亦不可無論。是在附循者調停之耳。故曰天下國家可均也。均之爲言、所當深味。天下事不可知。至於此方、筮仕屢宦、皆在此。民之利病休戚、誠所熟聞而灼見者已。所欲爲而不竟、不可無望於知己之長兄也。因便、謹此附聞。賢書遠辱、并謝不備。

右の書簡は、葛守禮が河南巡撫張永明に與へたもので、書簡の内容からして、張永明が河南巡撫在任中のことであることが知られる。明世宗實錄<sup>卷四百七十二及</sup>に據ると、張永明は嘉靖三十五年五月丁丑から同四十年二月壬子まで河南巡撫だつた人である。又、國朝獻徵錄<sup>卷十四</sup>によると彼は浙江湖州府烏程縣出身で、嘉靖十四年の進士である。右の書簡内容から推察すると、これは、張永明が河南巡撫として中州(河南をいふ)に赴任して間もなくの嘉靖三十八年五、六月の頃、張永明から來た手紙に對して葛守禮が出した返書で、この返書の中で葛守禮は、河南に於ける地方官としての體驗と造詣をほめかしてゐる。國朝獻徵錄<sup>卷五</sup>及び明史<sup>卷二百</sup>によると葛守禮は嘉靖八年進士及第後直ちに河南彰德府の推官となつて暫く在任したことあり、更に明世宗實錄<sup>卷二百六十七</sup>によると彼は嘉靖二十一年十月己丑より二十四年八月壬子まで河南按察司副使をしてをり、更に明世宗實錄<sup>卷三百六十三及三百七十一</sup>によると彼は嘉靖二十九年七月乙卯より三十年三月丙辰まで河南巡撫として民政に盡してゐる。河南と葛守禮との因縁は淺からざるものがあると言へよう。右の書簡中に「天下事、不可知。至於此方<sup>河南</sup>、箠任屢官、皆在此<sup>南</sup>、民之利病休戚、誠所熟聞而灼見者已。」とあるのは、あなたがち誇張の言とは思はれない。この手紙の中で、葛守禮は熟知する河南の役法に就いて、それを南方<sup>(華中)</sup>の役法と比較してゐるわけであるが、「大抵北方、田自有賦、役當在人。前有迂執先生、故以南方之法、施之河南、百凡皆出於地。」といふのは、大體、北方<sup>(華北)</sup>に於いては、田にはおのづから賦があり、役は當然人丁に課せられるといふ立て前であつたのが、前に世間の實情にうとい官僚がをり、ことさらに南方<sup>(華中)</sup>の法を河南に施して、すべての公課が地から出るやうになつた、との意で、田に差役の負擔が新しくのしかかつて來たことに對する、多分に誇張を伴ふ非難の辭である。「一條鞭法」Ⅱ「差役の、田土への繰込み」、と理解する見地に立つ人

は、これを直ちに一條鞭法の史料として活用することに慣れて來たのであるが、葛守禮自身がこの「南方之法」をこの書簡の中で一條鞭法と呼んでゐないのは申すまでもない。又、差役の負擔を直接田土へ繰り込むことを示す如き記述がみあたらないのも注目すべきである。しかのみならず、彼はこの「南方之法」について「南方曾行之、十年一役。北方歲歲有差。何可比而同也。」と言つてをり、「南方之法」が十年一役であることを明らかにしてゐる。これはこの「南方之法」が一條鞭法ではなくて、一條鞭法以前の均徭法であることを明瞭に示してゐる。即ち、この手紙は、一條鞭法が河南に波及して來た時の史料ではなくて、均徭法に於ける南方の田土重視の原則が、南方出身の官僚によつて河南に持ち込まれた時の史料なのである。そして嘉靖三十八年五、六月に書かれたこの書簡がさうであつてみれば、それより少くとも三、四年前に書かれたに相違ない前述の「與鄭葵山論中州地差」中にみえる「後南方諸公、以本處之法行之、一切徵諸地。」といふ表現が到底一條鞭法の河南への波及を示す記事ではありえず、均徭法における南方の田土重視の原則が、南方出身の官僚によつて新しく河南に持ち込まれた時のことを記述した史料であることは自ら明らかである。

尤も、河南に於いては、嘉靖十一、二年の頃、巡撫吳山に依つて、均徭の負擔が直接丁・田に割り當てられたことがある。例の何塘の「均徭私論」に

河南舊例、審編均徭、雖未以田爲主、亦未以丁爲主。其人丁差銀、增減從審官之意、多寡無一定之法。少有不至兩者。多有三五兩者、有十餘兩者。甚有至四五十兩者。丁多之戶、銀多亦不爲過。單丁之戶、銀多、則一差用之不盡、必湏分爲數差。是一丁而數差也。豈照戶點差之法哉……近聞巡撫吳公所定均徭則例。每地一頃、出銀四錢。每人一丁、上上戶出銀一兩二錢。以次各照戶則出

銀不等。若該縣銀多差少、則遞減。銀少差多、則遞增。視舊法、頗有定規。但偏累農民、未盡善耳。必改北直隸之法、上不失祖宗之法、下無偏累之弊。乃爲盡善。此蓋識者所深望也。

とあるのがそれである。右の記述によると、河南の舊例にあつては、均徭の審編に於いて戸等（三等九則）の決定を行ふ場合、その綜合評價の基準として丁・田が主となる立て前でありながら、殆ど丁のみに重點が置かれてゐたことが知られるのであつて、「雖未以田爲主、亦未以丁爲主。」といふ表現は、丁・田の兩者が何れ劣らぬ重要基準である、といふ意味ではなくて、丁・田を算定基準とする立て前でありながら、戸等の決定のための丁・田の綜合評價がきはめて不明確・曖昧で官憲の私的裁量に委ねられてゐることの不條理を指摘したものとみるべきである。従つて舊例に在つては田の評價には明確な數的規定を缺いてゐたものと思はれる。舊例の中に、田に對する數的評價の記述が缺けてゐるのはそのためであらう、それが、嘉靖十一、二年の頃巡撫吳山に依つて作られた均徭則例では、均徭割り當ての對象が戸から丁・地に移り、地に對しては毎頃銀四錢を出さしめ、丁に對しては、三等九則の戸等によりその負擔に格差をつけ、上上戸の丁には一丁につき一兩二錢を割り當て、以下戸等の降るに従ひ一丁の負擔も遞減することとしたのである。而して上上戸の一丁一兩二錢といふのは恐らく一省全體を平均しての數字であらうが、現實に割り當てられる差役は、一省が單位となつてをらず、一縣が單位となつてゐるため、一省の標準は必ずしも各縣に適合しない。一省の基準に照らして丁・地より銀を徵收したのでは、その縣の差役をまかなひ切れない縣と、まかなつてあまりある縣とが出来て来る。あまりある場合は、地・丁に對する割り當てを一省基準のものより遞減し、まかなひ切れぬ場合は遞増する、といふのが吳山の均徭則例の内容である。南方（華中）出身の吳山に依つて作成されたこの則例はさすがに、嘉靖九年十月の

戸部議案の原意に忠實になされてゐるが、それでも北方（華北）の實情に即して隨分と實施に手加減が加へられてゐる。右の記事中にみえる「毎地一頃、出銀四錢。」は、地一頃の税糧が銀四錢といふ意味ではなくて、明らかに地一頃に對する均徭の割り當て額が銀四錢である、といふ意味である。しかし、注目すべきは、その負擔の、異常な輕さである。一頃あたり四錢であるから、一畝あたりは銀四釐にしかならない。上上戸の一丁あたりの一兩二錢に比するとその三分の一にしか當らぬ。後の萬曆年間に一條鞭法が華北に波及して大きな反對運動をまきおこした頃の一畝あたりの差役負擔額を調べてみると、例へば天下郡國利病書卷三曹州、附論の條に

曹縣・定陶與州○曹接壤。曹・定又本州○曹屬也。乃二處俱行條鞭。曹縣、每小畝四畝八分、作一大畝、編銀七分一釐。定陶、每小畝三畝六分、作一大畝、編銀五分二釐。曹州、每小畝二畝七分、作一大畝、編銀四分二釐。是照地編銀、三處雖不盡同、然亦不甚相遠。

とあり、この記事中の大畝を小畝○二百になはすと、曹縣は每一小畝一分五釐、定陶縣は一分四釐強、曹州は一分五釐強となる。従つて「均徭私論」に記述されてゐる一頃が小畝による計算であると假定しても、曹縣・定陶縣・曹州の一條鞭法による差銀負擔額に比すると大體その四分の一強にすぎない。これを更に南方と比較すると、例へば嘉靖十六年、郡守王公儀、曾爲縣令、深悉民所苦、通計一縣里甲

嘉靖十六年、郡守王公儀、曾爲縣令、深悉民所苦、通計一縣里甲備用之數、爲銀一千一百七十二兩、均徭、以銀差者爲銀四千二百五十五兩有奇、以力差者爲銀五千一百六十八兩有奇。乃計丁而編之、丁出一分。計田而編之、畝出七釐七毫。計灘池塗蕩而編之、畝出四釐。凡得一萬一千六百九十一兩有奇。

とあり、これは、嘉靖九年十月の戸部議案が嘉靖十六年に至り、嘉定

縣で實施されたことを示すものであるが、この場合には均徭銀の外に里甲銀も加はつてゐるので、それを除去すると普通の田は一畝あたりの均徭銀が約六釐二毫、灘池塗蕩などの特殊田は約三釐二毫となる。<sup>(二六)</sup>

また萬曆常州府志 卷六、錢穀三、徵輸には

隆慶四年巡撫朱大器、行條編法。先是、江西諸郡行條編法。人皆稱便。至是、兵憲蔡國熙廣詢而力行之。其法、先總槩州縣每年銀差若干、其力差應出顧役銀若干。其繁苦而應加增者明爲加增、共該銀若干。次總一州縣實在丁田若干、除優免外、將一歲合用之數、均派丁田、併入秋糧徵辦。應解者、官自發解、應僱者官自給值。併里甲、每田一畝、大約共銀一分五釐有奇。百姓不知有徭里之差矣。至今永爲例云。

とあり、均徭銀、里甲銀を合して田一畝あたりの負擔は約一分五釐である。均徭銀と里甲銀との比率が、嘉定縣の場合の如く約八對二であるならば、常州府の均徭銀の一畝あたりの負擔は約二分二釐となる。嘉定縣の田一畝あたりの均徭負擔が常州府のそれに比して著しく輕いのは、府を異にするための差異ではなくて、嘉靖十六年頃には六釐二毫程度であつたのが、時代の進むと共に田の均徭負擔が重くなり、隆慶四年頃には常州府の例にみられるやうに江南では一畝あたり一分二釐くらゐになつたと解すべきであらう。既に述べた山東曹州の一畝あたり均徭銀約一分五釐といふのも、萬曆中葉、一條鞭法が山東に波及した時のことであり、常州府の場合よりも更に時代が降つてゐるのである。

以上の諸事實を綜合して知られることは、嘉靖十一、二年に巡撫吳山が河南に於いて實施した、均徭銀の、土地への割り當ては後世の一條鞭法の場合よりも遙かに輕微なもので、ほぼ同じ時代に嘉定縣で戸部議案に即して實施されたものに比してもかなり輕く、普通の田土の扱ひをうけない灘・池・塗・蕩なみに近い負擔であつたと言ふことが

出來よう。従つてこれに對しては何事も「視舊法、頗有定規。」と一應賞讃の辭を呈してをり、眞向から反對する如き態度は少しも示してゐない。しかしそれについて「但徭累農民、未盡善耳。」と言ひ、農民に負擔が片寄り、(商人などに割り當てが及ばない)ので最善の策ではないと評し、ついで「必改北直隸之法、上不失祖宗之法、下無偏累之弊、乃爲盡善。此蓋識者所深望也。」と言ひ、均徭の負擔が戸等の編成を通じて丁のみに及び地に直接及ばないやうに規定してゐる北直隸の法の如くに河南の法を改めると、上は祖宗の法に忠實となり、又下は農民のみに重い負擔をかけないで済む、これが最善の策で識者は深くこれを望んでゐる、と結んでゐるのである。

この吳山の改革がその後どのやうになつたかは明らかでないが、嘉靖三十年代、葛守禮が河南左布政使鄭綱及び河南巡撫張永明に對して、既に掲げた如き手紙を書いた頃には、均徭銀の、地への直接的割り當ては行はれてゐなかつたことが書簡の内容から知られる。恐らくは、吳山の實施した、均徭銀の、土地への輕微な割り當てすら、嘉靖年間には遂に河南の社會經濟的風土に根をおろすことが出来なかつたのであらう。葛守禮の手紙の中にみえる「一切徵諸地。」といふ表現は、均徭銀が直接に地の割り當てられることを意味するものではなかつたけれども、戸等編成の場合の基準としての土地の比重が實質的には吳山の頃より遙かに重くなつてゐたのであらう。嘉靖三十年代に書かれた、右の二つの手紙は内容的に共通性のあるもので、「與張吉山論豫省田賦」が南方の、一條鞭法以前の均徭法との對比に於いて北方の役法が論ぜられてゐることが明瞭であるからには、ひとり「與鄭葵山論中州地差」が、戸等作成の基準としてではなく、均徭の直接的割り當ての對象としての土地のことを論じてゐることはありえないのである。

以上縷々として述べ來つた所により、葛守禮の文集の中に於ける

「一條鞭法」或は「一條鞭派糧之法」が基本的には税糧面に於ける一條鞭法を意味してをり、均徭銀の土地への繰入れの現象に對しては、何等「一條鞭法」といふ名稱を用ゐてゐないことが知られるのである。そしてその一條鞭法は葛守禮によれば嘉靖二十年まで溯ることが出来るのである。山東に於ける税糧面の一條鞭法がこの時期まで溯ることの意義は頗る重大である。この時期は、例の傳漢臣の言とそれに對する高汝行等の反對意見とに對して皇帝の裁斷の下つた嘉靖十年三月を去ること僅かに十年である。山東に於けるかかる早期の、税糧面に於ける一條鞭法の施行は、たとひそれが山東のごく一部分に行はれたにすぎないとしても、既にそれだけで我々の一條鞭法に對する歴史的畫像の形成に影響する所頗る大なるものがある。そしてその實施の具體的情況を葛守禮の記述の中に探つてみると、葛端肅公集卷十與姜蒙泉中丞論田賦には

嘉靖二十年、始變爲一條鞭派糧之法。貧民之地、皆不售者、非沙礫則不毛。富人之田、膏腴易治、所得子粒、比貧民或加十倍。一例納糧、貧者何以堪乎。舊制、甲總不踰里、里總不通縣。各里書手自派一里、縣官酌量貧富分糧、責令坐派。雖有神奸、無所用之。一條鞭乃闔縣流通、漫無界限。

とあり、又明穆宗實錄卷七隆慶元年四月戊申の條には

戶部尙書葛守禮等奏、直隸・山東等處、士曠民貧。……近年定爲一條鞭法、不論倉口、不開石數、上開每畝該銀若干。

とあることに依つて知られるやうに、彼のいふ税糧面の一條鞭法は、從來の税糧割り當ての地區的單位が里甲であつたのを打破して、一縣を通じて毎畝に對する税糧を、土地の肥瘠に拘はらず、均等一律にして銀納せしめたものである。そしてかかる税糧面の改革の法的淵源はやはり、嘉靖九年十月の戶部議案以外にはなく、この議案に獨特の解釋を加へて北直隸に實施した傳漢臣の先例に倣つて、嘉靖二十年頃山

東の一部で北方出身の地方官に依つてかかる税糧面の一條鞭法が實施されたとみるべきであらう。また、たとひさうでなくて、山東では傳漢臣の實行とは獨立に實施されたとしても、その實施の事實の存在は、傳漢臣が戶部議案を税糧面と徭役面との別々の二本建てと解し、それぞれの面での銀納に依る一條化―彼はそれを一條編法と呼んだ―を行つた、とする見解にとつて大きな支柱となる。例の何瑋の「均糧私論」○何栢齋先生文集卷六所收にも

國初定糧、失於分別、一槩定作、每畝糧八升五合。後官府、以下田人戶辦納不前也、乃議令起運重糧、多派上田里分、存留輕糧、多派於下田里分。蓋亦哀多益寡、稱物平施之意也。……近年上司、患里書那移作弊也、乃令不分起運存留、俱總定一價、則上田下田、無所分別。雖曰可以絕里書之弊、而下田民戶固不勝其害矣。

とあり、これも恐らくは河南巡撫吳山に依つて實施されたものと思はれ、吳山は結局、戶部議案を正しく解しながらもその實施に當つては、土地に對する均徭の割り當てを輕微なものにとどめて華北の實情に適合せしめ、税糧面に於いても傳漢臣の改革に類似する改革を行なつたわけで、結論的に言へば、嘉靖十年代の時點に於いては、戶部議案に忠實たうとする地方官も華北の現實の唯中では傳漢臣的な方向をとらざるを得なかつたことを示すものと言へよう。

## (六) 結 言

以上、數章にわたつて私は、創行期の一條鞭法の諸問題を、傳漢臣の言を中心として論じて來たが、その結果を一言にして言へば、大體次の如くである。

私は山崎氏の業績に深い敬意を拂ひつつも、同氏の樹立した、一條鞭法に關する歴史的畫像、つまり、最初役法面のみの改革として出發

した一條鞭法が、時の経過と共に税糧面の改革をも包攝して遂に完成期の、役法税糧を一本化した一條鞭法に結實する、といふ概観を根本的に否定し、税糧面の一條鞭法は役法面に劣らぬ古い起源を持つことを實證した。傳漢臣の上言そのものを細く検討すること、ならびに、從來、誤つて一條鞭法に於ける差役の土地への繰り込みを示す史料としてのみ使用されて來た葛守禮の文集中の諸記事に根本的な再検討を加へ、葛守禮のいふ一條鞭法は税糧面のそれであり、しかもそれは嘉靖二十年まで溯ることが出来ることを明らかにしたことによつて、その立證は達成されたと思ふ。

更に創行期の一條鞭法を解明する上に、いはば扇のかなめにも似た重大な意義を持つ傳漢臣の上言を、高汝行等の反對意見との對比に於いて詳細に分析し、この上言が嘉靖九年十月の、桂萼の原案を承けた戸部議案に關聯を持つことを認め、しかも、戸部議案に傳漢臣獨特の解釋を加へて實施を推進したものであることを立證した。それと共に、戸部議案そのものも、桂萼の原案から大きな飛躍をなしてをることを明らかにし、結局、山崎氏の主張する如き、桂萼の原案と傳漢臣の上言との直接的關聯を否定し、傳漢臣の上言は、戸部議案に直接の關聯を持つけれども、桂萼の原案には、間接のつながりしかないことを、桂萼の原案、戸部議案、傳漢臣の上言、の三者の内容の推移過程を詳細に分析し、相互に比較することによつて證明した。そして華北に於ける地方官としての體驗に立脚して作成された桂萼の原案が、北方の事情に不案内な南方出身の戸部官僚によつて審議されてゐるうちに何時しか、南方（華中・華南）に視野を局限して北方（華北）を視角に入れない案に置きかへられたこと、しかも、それが皇帝の裁可を得て全國に實施されるべきものとなつたが、北方出身の北直隸巡按御史傳漢臣に依つて、更に、戸部議案の内容が北直隸の實情に即して置きかへられたことを明らかにした。

結局、傳漢臣の改革では均徭、税糧はそれぞれ獨立に銀納によつて一本に纏められ、均徭は丁に對して一律均等に課せられ、税糧は地に對して每畝一律均等に課せられる改革——傳漢臣は、この銀納による一條化を一條編法と呼んだ——となつて現はれたのである。然し、この改革は、あまりにも人丁の貧富、土地の肥瘠を無視した均一的改革であつたので、高汝行等に見られるやうな反對の聲が上がり、再び三等九則の格差を加味したものへと後退して行つたもののやうである。以上によつて、傳漢臣の上言をめぐる創行期の一條鞭法の諸問題のうち、最も重要で且つ難解であつた部分は、ほぼ解決されたものと信ずる。山崎氏はじめ大方の御批判を期待する次第である。

# 〔註〕

- (一) 清水泰次「中國近世社會經濟史」一〇二頁。
- (二) 曾我部靜雄「一條鞭法の誕生地」〔文化〕一七〇六。
- (三) 藤井宏「一條鞭法の一側面」(和田博士還暦記念東洋史論叢)。
- (四) まだ公的に私のにも指摘されたことはないが、この論文には次の如き誤りがある。即ち、この論文の中で、明史稿・明史の各食貨志の粉本が萬斯同の明史稿であるかの如き表現をした箇所があるが、それは誤りで、萬斯同の明史稿には食貨志が缺けてをり、明史稿・明史の各食貨志の淵源をなすものは王原の明史稿食貨志である。李晉華「明史纂修考」(燕京學報專號之三)。なほ丁銀の地稅への攤入の時期について「雍正元年に先づ直隸の丁銀の『攤入地糧』が斷行され、二年福建、三年山東、四年河南、浙江、陝西(西安所屬)・甘肅・四川(威州等十一州縣)・雲南、五年江蘇・安徽・江西、六年湖南・廣西、七年湖北といふ風に行はれて居る。唯廣東だけは康熙五十五年に行はれ、四川の一部にも雍正以前から行はれて居たらしい」と書いてある箇所も訂正を必要とし、「康熙五十六年廣東、雍正二年直隸、三年福建、四年山東・雲南、五年河南・浙江、陝西、六年江蘇・安徽・江西、七年甘肅・四川・湖南・湖北・廣西、乾隆元年以後山西、十三年臺灣府、四十年貴州の順で實施された」とすべきである。北村敬直「清代における租稅改革」〔社會經濟學〕一五〇三、四) 參照。
- (五) 明實錄のこの箇所のテキストとしては、江蘇國學圖書館傳鈔本の影印本を用ゐた。他に内閣文庫本、上野圖書館本、東洋文庫寫本、京師圖書館本に就いても調査したが、影印本と内閣文庫本・上野圖書館本・京師圖書館本と



創行期の一條鞭法 藤井

(一四) 戸部議案中の問題の箇所は「合將十甲丁糧總於一里各里丁糧總於一州一縣各州縣丁糧總於一府各府丁糧總於一布政司布政司通將一省丁糧均派一省徭役內量除優免之數每糧一石編銀若干每丁審銀若干勘酌繁簡通融科派造定冊籍行令各府州縣永爲遵行其外官吏監生生員之家例應優免雜差役」となつてをり、これが傳漢臣の言では「十甲丁糧總於一里各里丁糧總於一州一縣各州縣總於府各府總於布政司布政司通將一省丁糧均派一省徭役內量除優免之數每糧一石審銀若干每丁審銀若干勘酌繁簡通融科派造定冊籍行令各府州縣永爲遵守」となつてをり、若干の文字の出入、正字と俗字、記述の順序の異同はあるが、先づ同一文章と考へて差支へない。上言中の「糧」は内閣文庫本の實錄では「糧」となつてゐるのである。

(一五) 註(三) 所引拙稿參照。

(一六) 葛守禮の葛端肅公集卷十五與姜蒙泉中丞論田賦に山東の賦役のことを論じて「……又黃蠟・柴炭・顏料之屬、舊規皆派於均徭、逐末者亦應有分。今入田賦中、則惟農家獨苦、而富商大賈、方脫然無焉。」とあり、この手紙は葛守禮が、山東巡撫姜廷頤に與へたもので、姜廷頤は明穆宗實錄によると隆慶元年八月庚戌から同四年二月戊午まで山東巡撫として在任した人である。従つて右文中にいふ「今」とは右の期間中、即ち隆慶初年のことである。然し山東に於いて黃蠟・柴炭・顏料などのいはゆる物料の負擔が、均徭から外されて田賦中に入れられたのは右の「今」に始まるといふ意味ではないやうで、右の「今」は「今まで」といふ意味に解すべきもののやうである。同じく葛端肅公集卷十五與梁鳴泉中丞論賦役に「嘉靖二十年來、有拊循公、始變賦爲一條鞭法。不開倉口、不論貧富、括其總數、一例均攤、下戶已果矣。後又將黃蠟・柴炭等項差銀、加入其中、則田家偏苦也。」とありこの手紙は葛守禮が山東巡撫梁夢龍に與へたもので、梁夢龍は明穆宗實錄によると隆慶四年二月丁卯から同五年十一月甲戌まで山東巡撫だった人である。従つてこの手紙はその期間中に書かれたもので、姜廷頤に対する手紙より少し後のものである。然し、右文の語調から考へて、黃蠟・柴炭などが田賦中に入つたのは、嘉靖二十年後の或る時期ではあるが、おそくとも嘉靖末年頃までのことかやうに思はれる。なほこのことについては、別に詳細に考究したいと思つてゐる。

(一七) 直接の史料が缺けてゐることは必ずしもその史實がなかつたことを意味しないのは勿論であつて、その場合は、間接の史料によつてその史實を推定する途が残されてゐる。

(一八) 「北方民差舊在人丁地多者令其多出門銀」のよみ方に就いては、清水博士が「一條鞭法」(桑原博士還曆記念東洋史論叢所收)に於いて「北方民差。舊在人。丁地多者。令其多出門銀。」とよみ、しかも「舊在人」の「舊

在」に對してその右側に「モトヲツタ」と振り假名を附して以來、何人もそのよみ方を疑はず、私などもそれに従つて來たのであるが、よく考へてみると、このよみ方は、葛守禮の差役に對する考へ方を根本的に誤解したよみ方であると思ふ。この手紙の中で、葛守禮は、河南に於いて從來人丁にかつてゐたと考へられてゐた差役の負擔が土地にもかかるやうになつたことにつき反對意見を述べてゐるのであるから、手紙のこの箇所は當然「北方民差、舊在人丁。地多者、令其多出門銀。」(北方の民差は舊來人丁にかけられるのを建て前とし、地を多く持つてゐる者には大抵門銀を出させるといふやう方でやつて來た)とよむべきである。門銀は戸等の高い戸に對して課せられるもので、直接土地に課せられるものではないが、大土地所有者は門銀の納附を通じて私有地の負擔をして來たといふのが葛守禮の言ひ分である。然し、この葛守禮の言ひ分には少しづるいところがあり、華北の門銀は、土地を評價の要因として全く認めないわけではないが、それよりも寧ろ家屋その他現金、債券、家畜等のいはゆる狹義の財産が評價の中心をなして來たことは諸史料の示すところで、門銀に於ける土地の評價はそれにくらべると全體系的には輕微であつた。従つて門銀の負擔を通じて來たわけではない。それを華中に於ける如き土地に對する差役の負擔をうけて來たわけではない。それを華中なみにしようとしたところに大問題がおきたのである。従つて、注意すべきことは、葛守禮の反對は、均徭に於ける土地評價の増大に對する反對であつて、直接土地に差役が割り當てられることに對する反對ではない。

(一九) 鄭綱については、明世宗實錄の嘉靖三十五年十二月丙戌朔の條によると河南左布政使より都察院右副都御史巡撫保定等府兼提督紫荆等關に轉じてゐるから、この時まで幾年かの間河南左布政使であつたことは疑ひない。影印本實錄は「鄭綱」の「綱」を誤つて「綱」と記してゐるが國權では正しく「綱」となつてゐる。同治河南通志、卷三十一、職官二、布政使司左布政使の項に嘉靖年間在任した左布政使として鄭綱の名前があつてをり、その名前のすぐ下に「福建莆田人、進士」と割註が施されてゐる。崇禎閏書卷百八 英舊志、縉紳、興化府、莆田縣四の皇朝科第の項には「(嘉靖)八年己丑鄭綱」とあり、乾隆莆田縣志卷十三選舉志、明鄉舉進士の項には嘉靖元年壬午の舉人として鄭綱の名前が擧げられてをり、その名前の割註に「字、子尚。瓊子。府學。己丑(嘉靖八年)進士」とある。従つて葛守禮が右の手紙の中「一家」(科舉同年及第者が互に呼び合ふ稱)と稱する「鄭葵山」なる河南地方官が、福建莆田縣出身で葛守禮と同じく嘉靖八年科舉及第者たる鄭綱を指すことは一點の疑ひもない。

(二〇) これについては註(一八)の鄭綱の河南左布政使としての在任時をみ

よ。大體、嘉靖三十年代に河南左布政使となり、嘉靖三十五年十二月丙戌に他に轉出したものと考へられる。

(二二) これに就いては山根幸夫「十五・六世紀中國における賦役勞働制の改革——均徭法を中心として」(『史學雜誌』六〇/一)を参照せよ。

(二三) これに就いては既に拙稿「一條鞭法の一側面」(和田博士還曆記念東洋史論叢所收)でこの史料を引いて論じたことがある。その後に出た山根氏の論文(註二一所引)もこの史料を引いて均徭法を論じてゐる。

(二四) この手紙の中の「大抵北方田自有賦役當在人前有執先生故以南方之法施之河南百凡皆出於地」のよみ方についても、清水博士が「一條鞭法」の中で「大抵北方田。自賦役。當在人前。有執先生。故以南〔方〕之法。施之河南。」とよみ、「當在」に對して「イマヲル」と振り假名を附け、「人前」を「人ノ前ニ」とよまれて以來、このよみ方に疑ひをいだく人は絶えてなかつたのであるが、私は熟考の末、このよみ方が大きな誤りをおかしてゐることを知るに至つた。その理由に就いては註(一八)に述べたところをそのままここに適用してよいと思ふ。私の新しい讀み方は、本文の中の引用文の句讀點の打ち方によつて知つて戴きたいが、日本文に書き下すと「大抵北方、田は自ら賦有り、役はまさに人に在るべし。前に迂執先生あり、故(ことさ)ら」に南方の法を以て之を河南に施し、百凡皆地より出づ。」となる。

(二五) 普通の、差徭を直接田土に割り當てる場合には、畝が單位となるのであるが、頃が割り當てる單位となつたのは、私の知る限りでは、洪武年間に行はれた均工夫の割り當てる場合だけである。均工夫の場合は一頃以下の土地所有者も他の零細な所有者と組み合はせて一頃に對する負擔をまぬかれなかつたが、均工夫の場合は力役であり銀納ではなかつた。今の河南の場合、單位が一頃でしかも銀納であることは一體何を物語るものであらうか。これは矢張り、一頃以下は切り捨てになるくらゐの軽い負擔であつたと解すべきである。

(二六) この曹州に於ける、田土に對する差徭銀の割り當てが、小畝單位ではなくて大畝單位であることは、特に注目すべきことである。河南に於いても大畝、小畝の問題がおこつてゐたことは、例へば天下郡國利病書卷五十四河南一杞縣の項の記事によつても知られる。私は、吳山の割り當ては大畝に對するものであつたと考へるが、決定的な確證がないので、今は立論の安全性を確保するために小畝計算で他と比較し、それでも低率であることを立證したわけである。

(二七) 灘・池・塗・蕩などの特殊地目は、普通の田地とは到底同例に扱はれない、低率の課税しか行はれないか、或は免税になつてゐるものである。吳山の土地に對する差銀の割り當てが、江南に於ける普通の田地に對するもの

よりは、特殊地目に對するものに、より近く接近してゐることは注目してよい。

(二七) 全國に實施せられるべきこの議案も、その早急な實施が如何に困難であつたかは、その早急な實施をつたへる史料が、江南に於いても少いことに依つて知られる。この場合は、實施されてしかもその事實を傳へる史料が少いといふ風に解すべきではなからう。

〔附言〕 本稿を草するに當つて、地方在住者たる筆者に對して、史料蒐集の上で與へられた多くの人々の御好意を忘れることが出来ない。松本善海氏・布目潮瀧氏・山根幸夫氏・田中正俊氏・山崎武治氏・斯波義信氏・小林花子女士には特別の御援助を戴いた。厚く御禮申上げる次第である。又山崎武治氏は、その外に、玉稿「一條鞭法の創行について」前後の研究發表に關する記録を貸與せられ、又最近の同氏の一條鞭法に對する考へ方についても手紙で教へて戴いた。それらの山崎氏の業績を本稿で取扱ふに當つては、山崎氏の學的功績と思はれるものは、同氏の、私宛の書簡中の叙述と雖も没しないことに努め、反面山崎氏の學說に對する批判は同氏が公的に發表されたもののみに就いて行ふ、といふ方針を堅持した。山崎氏の御諒承をお願いする次第である。因みに、本稿は昭和三十五年度文部省科学研究費をうけた各個研究「明代財政史の研究」の一部をなすものである。

〔あとがき〕 本稿は昭和三十五年十一月二十五日午後五時に一先づ完成し、翌二十六日に若干の補訂を加へ、二十七日朝印刷所に渡したものである。ところが、十二月五日午後、突然、京都の立命館大學教授布目潮瀧氏より山崎武治氏の訃音が齎らされた。先月二十五日、奇しくも本稿が一先づ完成を見た日に、山崎氏は永遠の旅路につかれ、二十七日に告別式が行はれて、式後、遺骸は、近親同僚の人々に送られて蓮華谷で荼毗に附されたといふ。私は布目氏の手紙

を手にして、あまりの意外さに暫くは茫然自失の有様であった。思へば、學界に鮮光を放ちはじめた新星は、その軌道もまださだかならぬうちに、早くも流星となって遙か天空の彼方に消えてしまったのである。

昭和三十三年の春、私は、山崎氏より「創行期の一條鞭法について」を贈られて、その才能の凡ならざるを知り、昨年十一月三日京大の學會に出席した翌日、立命館大學の研究室で約四十分間、山崎氏をもまじへた立命館の人々と會談したことがある。その日の午後、山崎氏の案内で苔寺を訪れることになってゐたが、私の旅程の變更で急にとりやめとなった。山崎氏は苔寺への同行の機會を利用していろいろ私に質問したいことがあつた由を後になつて手紙で知り、大變すまなく思つた。會談の折の、山崎氏の、白哲秀麗な溫容と謙虛そのものの物腰を、私は永く忘れることができないであらう。山崎氏の學究生活は、慈愛あふれる姉上の庇護のもとに在りながらも、貧窮をきはめたものであつたことを後になつて私は知つた。生前にも山崎氏の窮境はうすうすながら私にも傳へられてゐたので、私は本年同氏の立命館大學講師就任を心より喜び、その喜びを布目氏につたへた手紙の中で「山崎氏の才能が空しく朽ちはてることがあれば、私にも責任があるやうな氣がする。」と書いた程である。しかし、この喜びも空しく、山崎氏は稀有の才能をいだいたまま今は歸らぬ人となつてしまった。まことに、英才者の育成は至難のわざであるけれども、この人を貧窮のうちに死なせたことに關し、私は深い責任を感じざるを得ない。

本稿は右の次第で、山崎氏の生存を前提として書かれたもので、こと山崎氏に關する限り、その逝去後つけ加へたものはこの「あとがき」以外一言半句もない。それにも拘はらず、この稿中、至る所に山崎氏の靈をとむらふにふさはしい措辭がみられるのは、我なが

ら不思議である。本稿の結論は不幸にして山崎氏の特論に逆行する結果となつたけれども、山崎氏在天の靈は必ずやそのことに深い理解を示してくれることであらう。ただ、生前に本稿をお目にかけることができなかったのが何より心残りである。私は、學界に、第二第三の山崎武治が現はれて、更に本稿の成果を克服して學問を前進させてくれる日の近いことを切に祈るものである。

(昭和三十五年十二月八日午後一時半記す。)